平成26年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月8日(月曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第12号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第13号 陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第14号 諸般の報告について	5
議案第59号 町長専決処分について(平成26年度出雲崎町一般会計補正予算	(第4号)) 5
議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ	いて 6
議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例	及び出雲
崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部	を改正す
る条例制定について	6
議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関す	る条例及
び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条	例の一部
を改正する等の条例制定について	8
議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	する基準
を定める条例制定について	9
議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める	条例制定
について	9
議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を	定める条
例制定について	9
議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について	9

議案第	6 7	号	出雲	雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	1 6				
議案第	6 8	号	出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について						
議案第	6 9	号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について						
議案第	7 O	号	指定管理者の指定について						
議案第	7 1	号	平成	平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について					
議案第	7 2	号	平成	文26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ					
			いて		2 2				
議案第	7 3	号	平成	文26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	2 2				
議案第	7 4	号	平成	文26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	2 2				
議案第	7 5	号	平成	文26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につ					
			いて		2 2				
議案第	7 6	号	平成	文26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	2 2				
予算審	查特	別委	員の)選任	3 1				
予算審	查特	別委	員会	会の正副委員長の互選	3 1				
散	会				3 2				
	第	2日	1	2月9日(火曜日)					
議事日	程				3 3				
本日の	会議	に付	した	上事件	3 3				
出席議	員				3 4				
欠席議	員				3 4				
地方自治	治法	第1	2 1	条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 4				
職務の	ため	議場	引に出	出席した者の職氏名	3 4				
開	議				3 5				
一般質	問				3 5				
仙音	海	直	樹	議員	3 5				
加	藤	修	三	議員	4 6				
髙	桑	佳	子	議員	5 1				
散					5.9				

第3日 12月12日(金曜日)

議事日程		6 1
本日の会議に付	けした事件	6 2
出席議員		6 3
欠席議員		6 3
地方自治法第1	21条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場	湯に出席した者の職氏名	6 3
開議		6 4
議事日程の報告	<u> </u>	6 4
議案第60号	出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第61号	出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲	
	崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正す	
	る条例制定について	6 4
議案第62号	出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及	
	び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部	
	を改正する等の条例制定について	6 4
議案第63号	出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	
	を定める条例制定について	6 6
議案第64号	出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定	
	について	6 6
議案第65号	出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条	
	例制定について	6 6
議案第66号	出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について	6 6
議案第67号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第68号	出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について	6 6
議案第69号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	6 6
議案第70号	指定管理者の指定について	6 6
議案第71号	平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について	7 0
議案第72号	平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につ	
	いて	7 0
議案第73号	平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	7 0
議案第74号	平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	7 0
議案第75号	平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につ	
	いて	7 0

議案第	第76号	平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	7 0
委員会	会の閉会中	甲継続審査の件	7 2
委員会	会の閉会中	甲継続調査の件	7 2
閉	会		7 3
署	名		7 5

平成26年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 5日間)

期	日	曜日	会 議 内 容
1.0 🗏	οп	п	本会議第1日目(招集日)
12月	8 目	月	予算審査特別委員会
	9 日	火	本会議第2日目(一般質問)
1	0 🗆	→ lv	社会産業常任委員会
10日	. О Д	水	総務文教常任委員会
11日		木	議案調整日
12日		金	本会議第3日目(最終日)

第 1 号

(12月8日)

平成26年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年12月8日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第12号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第13号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第14号 諸般の報告について
- 第 6 議案第59号 町長専決処分について(平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号))
- 第 7 議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する等の条例制定について
- 第10 議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例制定について
- 第11 議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に ついて
- 第12 議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 制定について
- 第13 議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 第14 議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について
- 第16 議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第70号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第19 議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について

第20 議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について 第21 議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について 第22 議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につい て

第23 議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 2番 中野勝 宮下孝幸 正 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 5番 田 中 政 孝 6番 仙 海 直樹 7番 三 8番 史 加藤 修 諸橋 和 三 輪 9番 正 10番 山崎 信義

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 副 町 長 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 小 田 嘉代子 総務課長 正 志 Щ 田 町民課長 則 男 池 田 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 \Box 建設課長 玉 沖 馨 教 育 課 長 栄 Щ 田

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 田中宥暢

 書記
 佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長(山崎信義) ただいまから平成26年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会期日程の報告

○議長(山崎信義) 議会運営委員長から、12月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、 お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長(山﨑信義) 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山﨑信義) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、宮下孝幸議員及び4番、髙桑佳子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(山﨑信義) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの5日間に決定しました。

◎議会報告第12号 例月出納検査結果の報告について

○議長(山﨑信義) 日程第3、議会報告第12号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果の報告書が監査委員からお手元に 配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第13号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長(山﨑信義) 日程第4、議会報告第13号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳 情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第14号 諸般の報告について

○議長(山﨑信義) 日程第5、議会報告第14号 諸般の報告を行います。

初めに、第58回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月12日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議5件を含む21件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣への要望活動の実施などが決定され、なお同日県選出国会議員に要望書を提出してきましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、諸橋和史議員から去る10月23日に開催された新潟県町村議会議長、副議長、委員長研修会について、また仙海直樹議員から10月16日に実施された高齢者見守り支援の取り組みに関する調査及び育児環境、子育て施策の取り組み等についての調査について、お手元に配付しました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第59号 町長専決処分について(平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号))

○議長(山崎信義) 日程第6、議案第59号 町長専決処分について(平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第59号、一般会計補正予算(第4号)の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたび11月21日に衆議院が解散したことによりまして、今月12月14日の投開票ということで2日公示、3日から期日前投票がスタートしております。専決処分予算につきましては、この選挙の執行に係ります必要経費を計上し、11月21日に専決処分したものであります。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額403万5,000円を追加し、予算総額を33億9,455万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 補足させていただきます。

町長の提案説明のとおりでございますが、12月2日公示、3日から13日までの11日間期日前投票、

また14日の投開票本番に係る投開票管理者立会人、委員会職員手当等の人件費、ポスターの掲示関係、急遽予算を専決させていただいたものでございます。ほぼ国からの委託金というふうな形で歳入のほうを賄う形の予算となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて

議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関す る条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第7、議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第60号、61号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成26年人事院勧告、県人事委員会給与勧告に関連したものであります。 最初に、議案第60号につきましては、勧告に基づき、一般職の勤勉手当の支給率の引き上げ改定、 若年層に限定した給料表の改定であります。議会資料で用意しましたが、一般職の勤勉手当の支給 月数を0.15カ月、再任用職員は0.05カ月の引き上げを行うものであります。また、給料表では、若 年層となる1級、2級に限り給料月額の引き上げを行うものであります。給料表の改定につきましては本年4月1日から、勤勉手当につきましては本年12月1日の遡及適用となります。

次に、議案第61号につきましては、一般職の勤勉手当の支給月数の引き上げと同様に、国の総理等の特別職、本県知事等の特別職においても期末手当の分を同月数を引き上げることになっております。本町におきましても、常勤特別職等の期末手当を年0.15カ月を引き上げる改正を関連する条例一括でお願いするものであります。平成26年12月1日からの適用とし、26年度分からの引き上げとなります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、議会資料で用意いたしました。国、人事院は、9年ぶりに国家公務員の勤勉手当の0.15カ月分のアップ、7年ぶりに若手に重点を置いた給料月額のアップを勧告しております。県におきましても、国に倣いまして人事委員会が勧告し、改定というふうなことで、本町もこの勧告に従いまして、一般職の勤勉手当、これにつきましては国、県同様の内容の勧告となっております。本町も同様に引き上げを、また給料表の改定につきましては、国よりも改定率の低い県の若年層に限定した改定をお願いするというふうなものでございます。県の場合は、1級、2級を改定するというふうなことでございます。それに倣いまして、県の低いほうに倣いましてお願いするというふうなことでございます。総理大臣等の特別職、また新潟県知事等の県の常勤特別職も、一般職と同様の期末手当で同月数、0.15カ月をアップする予定となっております。本町におきましても、同様に特別職につきましては支給月数を引き上げるというようなことでよろしくお願いいたします。

また、給料表の改定につきましては、ことしの4月1日にさかのぼる遡及適用というふうなこと、 それと一般職員の勤勉手当、あと特別職の期末手当につきましては本年度の適用からというふうな ことで、12月の、支給日は異なりますけど、6月分を含めて差額支給というふうなことで、0.15カ 月分の支給というふうなことになります。お願いしているところです。 また、27年度以降は、0.15をこれ半分に割りまして、0.075を6月と12月にそれぞれプラスして支給するというふうなことでございます。詳しくは資料をご覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。 「「なし」の声あり〕
- ○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第60号及び議案第61号の議案2件は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する等の条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第9、議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用 弁償に関する条例及び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する等の条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第62号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、関連する町の3条例につきまして一括して改正、廃止をするものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取り扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的としております。このたびの本法改正によりまして、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、これは首長が議会の同意を得て新しい常勤の教育長を任命することになります。また、教育長が教育委員会を代表することになります。これに伴いまして、改正条例第1条の非常勤特別報酬条例の一部改正につきましては、廃止となる教育委員会委員長を削除するものであります。また、あわせて就学指導委員会委員の名称を改正いたしました。

第2条の常勤特別職の給与条例の一部改正につきましては、教育長給与を別に定めておりました 教育長給与条例から本条例に移し、第3条で教育長給与条例を廃止するものであります。

新制度での教育長は、現制度教育長の教育委員としての任期終了の翌日から施行となります。 よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 町長の説明のとおりでございますが、本法の改正によりまして、新教育長におきましては議会の同意を得て任命されることになります。議会の同意の案件につきましては、 来年の3月定例会を予定しているというふうなことでございます。

現制度の教育長は、委員として任期満了まで在職することになります。また、委員長につきましても、委員としての任期が残っている場合は引き続き委員として在職するというふうなことになります。新教育長の任期、これ改正後は3年というふうなことで、教育委員の任期は4年というふうなことで、必ずその4年間の中で教育長の人事案件が出てくるというような形というふうな形になります。現行の教育長の任期につきましては、今の現在では来年の4月1日が教育長の任期というふうになっておりますので、このままですと4月2日から新しい制度のもとでの新教育長というような形で施行させていく形で、附則につきましてはそのような形が読み取れるような形で附則で施行しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第62号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について

議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例制定について

議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例制定について

議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第10、議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、日程第11、議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第12、議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第13、議案第66号出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、以上議案4件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第63号から議案第66号まで一括してご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートすることに伴いまして、施設や事業の設備 及び運営に関する基準等を、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めることになっておりま す。このため、議案第63号では、認可保育所等の特定教育・保育施設並びに小規模保育等の地域型 保育事業について、その利用定員、運営に関する基準を定めております。

議案第64号では、新制度において市町村の認可事業として位置づけられた家庭的保育事業、小規模の保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業について、その設備運営に関する基準を定めております。

議案第65号では、放課後児童健全育成事業について、その設備及び運営に関する基準を定めております。これらの基準条例につきましては、国が定めた基準と異なる内容を定めるべき特別な事情がないことから、国の基準と同様の内容で定めております。

また、議案第66号では、子ども・子育て支援新制度の移行に伴いまして、現行の保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

以上4つの条例の施行日は、子ども・子育て支援法が施行される日としております。 よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) それでは、一括して補足説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。議会資料2ページのほうに子ども・子育て支援新制度における基準条例の制定についてというふうなことで、一括してその概要を載せさせていただきました。初めに、1番目の子ども・子育て支援新制度と条例制定の背景ということでございます。今ほど町長から説明がありましたとおり、来年の4月から子ども・子育て支援新制度が本格スタートいたします。この新制度ですが、1つには今ある幼稚園、保育所を共通の給付とする施設型給付とする、あわせて主に20人未満の小規模な保育を行っている、現在無認可保育所と言われるものですが、そういった保育所については地域型保育給付というものを新たに創設するというものがございます。

2つ目に、認定こども園の制度を改善しました。

3つ目に、当町の放課後児童クラブなどの子育て支援、そういった制度をより充実していこうというふうなことが特徴となっております。現在町のほうでは、この新制度の移行に向けまして、子ども・子育て会議等を通じまして今年度中に町の子ども・子育て支援事業計画を策定するというふうなことで作業を進めているところでございます。

また、この新制度につきましては、これらの施設あるいは行う事業の質を確保するという意味で、

その設備ですとか運営に関する基準を国の基準を踏まえた上で、市町村が条例で定めるというふうなことが法律で決まりました。このたび、それを踏まえまして町のほうで条例を提案させていただいているところですが、この基準条例につきましては国が定めた基準と異なる特別な事情がないことから、ほとんど国の基準と同様の内容として定めております。

次、2番、条例で定める基準でございます。ここあります3つの条例、それぞれ施設、事業、この基準について条例で今回提案をさせていただいております。

それで、各条例の概要をご説明させていただきます。1つ目が特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

1ページおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。こちらの表のほうに施設型給付と地域型保育給付というふうに区分してございます。上の施設型給付というのは、20人以上の保育または幼稚園をやる、出雲崎で今2園が認可保育所として認定されておりますが、そちらに含まれるものがその給付でございます。この中に入りますのは、認定こども園、それと幼稚園、それと認可の保育所ということになります。ですが、この給付につきましては、当分の間私立の保育所につきましては施設型給付の制度にかえまして現行委託という形で行っていますが、その委託費という形の制度を当分の間継続するということになりますが、法律上はこういう施設型給付のほうに分類されまして、県が認可をして町が確認をするというふうな形になります。

下の地域型保育事業、これは今回この新制度によりまして新たに創設されたものでございます。 20人未満の小規模な形での保育をやっていこうというふうなことで、ここにあります家庭的保育事業以下4事業が今度新たに一定の基準を満たした段階で町の条例に基づき認可をするという形で給付が始められることになります。

これら全て待機児童の解消というのがその背景にあるわけでございますが、保育の質をどういった保育所でも一定の基準を確保しようというふうなことで、公的に全て認可した保育所の中で行われるよう、基準を保った認可した保育所の中で行われるようにしようというものでございます。このたび議案第63号の条例で定めております内容は、これらについてのここにある利用定員あるいは運営に関する基準等について定めてございます。

続きまして、議案第64号の家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。こちら右の4ページをお願いいたします。これは、このたびの新制度において新たに、これまでは認可外の保育でしたが、条例の基準を満たすことにより認可して給付の対象とするもので、この4つの事業が定められております。それぞれ内容はここにあるとおりで、定員もここに掲げてある比較的小規模な保育所について認可をするものであります。対象とします児童は、おおむね満3歳未満、小さい子は3カ月以上からですが、3カ月以上から3歳未満のお子さんをそれぞれこの定員の人数に応じて新たにこの制度が始められるものでございます。条例のほうでは、それぞれ職員数ですとか職員の資格あるいは保育室の規模、あるいは給食設備等について条例でそれぞれの事業

ごとに定めてございます。概要は、この認可基準内容に定めた表のとおりでございます。

続きまして、議案第65号でございます。出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する条例というふうなことでございます。この放課後児童クラブにつきましては、出雲崎町は現在1カ所、町のほうが開設者として町民体育館で実施している事業に当たります。

1枚おめくりいただきたいと思います。こちらのほうに議案第65号の条例で定める基準内容が示してございます。1番目の事業の目的ですが、小学校に就学している児童ということが前段に書いてございます。これまで当該事業につきましてはおおむね10歳未満という規定がございまして、対象としますと小学校1年生から小学校3年生までを対象に放課後児童クラブを行っておりましたが、それを小学校6年生までに拡大して今度対象としていこうというふうなことで事業目的にうたってございます。従事する職員でございますが、放課後児童支援員、これは一定の基準を満たして都道府県知事の研修を受けた人、そういった専門の人が2人以上当たるというふうなことを明文化してございます。集団の規模が40人以上、以下開所日数等を条例のほうで定めました。町のほうでは、この条例の制定を受けまして、町が今行っております放課後児童クラブの実施要綱をこの基準に適合するように改正をいたしまして、新年度から新しい基準のもとに放課後児童クラブを運営していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、3本ともこの条例の施行日につきましては、一部の規定を除きまして子ども・子育て支援 法の施行する日ということで、現在まだ公布はされておりませんが、予定では平成27年4月1日と いうことになってございます。

最後に、議案第66号でございます。こちら現行の出雲崎町の保育に関する条例の廃止ということになります。これ条例制定の根拠法となっておりました児童福祉法の第24条がこのたび改正される運びとなりました関係で当該条例を廃止するというものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 2番、中野勝正議員。
- ○2番(中野勝正) 資料の3ページの中の2番なんですけども、家庭的というふうなとこの条例なんですけども、現出雲崎においてはこの現状がどのようになっている、その辺の今不具合等があるかどうかにおいて、その辺を踏まえた中で町がこのような条例を制定していくのか、その辺をもうちょっと聞かせていただきたいんですが。
- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) このたびの3本ともこの条例につきましては、子ども・子育て支援新制度が始まるに当たりまして子ども・子育て支援法という法律ができまして、その法律に基づきまして全市町村がこの基準条例を制定しなければならないという根拠規定に基づいて制定をするものでございます。出雲崎町の家庭的保育事業の現状でございますが、これは先ほど申しましたとおり、

おおむね3歳未満の子供を少人数で預かる保育というふうなことでございます。当町におきましては、現在の認可されている2つの保育所のほうで現状対応が可能ですので、当町で直ちにこの事業を創設するということは現段階では考えてはおりません。都市部のほうにおきましては、現にこういった形で無認可に行われている保育所もございます。そういったとこは、この新制度に基づいて一定の基準、最低基準を、設備基準、運営基準を整備した上で事業が実施される運びになろうというふうに承知しているところでございます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) ほかにございませんか。
 - 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 新しく制度ができるということで、大変喜ばしいことだなというふうに思っておりますけども、資料の5ページですけども、放課後児童のことについてのいろいろな基準内容が載っておりますけども、今度は今まで小学校3年生までだったのが6年生までということで広がるわけですけども、その中でおおむね40名以下とするということは、これ国がこうなっているからこうなっているということの説明でしょうか、それとも出雲崎の町の規模からするとこれぐらいということでしょうか。

それから、振り返って従事する者、職員の資格ですけど、これは今の3名はこれを満たしておりますか。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- \bigcirc 保健福祉課長(河野照郎) 1点目のおおむね40人以下というものでございます。

これは、一の支援単位ということで、市民のため何カ所もあるんですけども、1つの児童クラブは最高でも40人以下にしなさいというものでございます。これは、冒頭申し上げましたとおり、この市町村条例の基準というものが特別な事情がない限り国の基準を踏まえてということですので、この国の基準どおり40名以下としております。ただ、当町におきましては、現行の実施要綱では30名以下というふうにしてございます。その人数につきましては、今後この制定後を踏まえて再度その要綱を整備した上で、30名を並み、30名以下というふうな形の方向で現在検討は進んでいるところでございます。

続きまして、職員ですが、これはこのたびの新制度に伴いまして、新たに放課後児童支援員というふうなことで創設されたものでございます。これは、保育士とか社会福祉士の一定の基準を持った人がなおかつ都道府県知事の研修を受けてその支援員ということができるというもので、これから始まる事業です。これにつきましては今経過措置がございまして、平成31年度まではそれを修了、この研修を修了する予定する者を含めるという経過措置がございます。これは今誰も持っておりませんで、新年度から研修が始まるわけですんで、出雲崎町といたしましては現在の指導員さんから

この研修を修了していただいて放課後児童支援員という資格を取得していただくというふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) おおむね了解しましたけども、40人以下とするのも出雲崎の町では30人以下にするということですか。ちょっと説明が意味がわかんなかったんだけども。今まで30人以下ですよね。それをここで40人に増やすんですか、それとも出雲崎の場合は30人以下でやっていくのかなと。ちょっとわからない。1点。

それから、もう一点、そうすると従事する者は、例えば今3人いますよね。誰かがやめて、次に 充足するときにこの資格がなければできないということですね。それとも、資格を取るまでは経過 措置でいつでもいいんですか。要するに何年までは経過措置あるわけですけども、それ以後はどう なるんでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 前段のほうでございます。

出雲崎町の人数については、これからこの条例制定後に再度検討はすることとしていますが、施設、その使用する場所の面積要件等も踏まえて、今の場所であれば30人以上に増やすことはできませんので、30人というふうな形で定員、実施要綱を制定する方向で検討をしております。また、今後対象増えたことによりまして利用する児童さんが増えてくれば、新たなその場所等、そのやり方も踏まえて再度検討していくような形になろうかというふうに思っております。

2点目の放課後児童支援員の関係です。議案第65号の基準条例案、その第10条をご覧いただきたいと思いますが、今ほどのその基準の内容を明文化したものでございます。第10条に、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないというのが第1項。第2項で、この支援員の数は支援の単位ごと、2人以上とすると。支援単位と1つのやっている事業所、放課後児童クラブ、その1人を除き補助員をもってかえることができるというふうな規定がございまして、当町の今の考え方といたしましては、常勤していただける方についてはすべからくこの支援員となっていただきますが、当然職員ですから入れかわりがございますが、入れかわりがあっても1人は必ずこの資格を持った方が常にいるような体制は継続していくというふうなことで考えているところでございます。以上です。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 了解いたしました。

それともう一点、よくわからないのに質問するのはあれなんですけども、時間です。保育、開所 時間なんですけども、これ明確に8時間以上、3時間以上というふうになっていますけども、今現 在はどれぐらいになっているんですか。多分平日は3時間までいっていないんじゃないかなという 気がしているんですけど。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 平日はおおむね2時半に学校早い人は来ますので、2時半から延長があれば午後7時までということで、現行の内容でも基準を満たしているというふうに承知しております。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) ほかにございませんか。6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 今ほどの中川さんと同じようなところなんですけれども、5ページの事業の目的のところで1点お伺いしたいんですが、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業ですね、これの内容のところに保護者が就労等によりというふうに書かれていて、これは事業のほうでこういったことが規定されていると思うんですが、新年度で今回小学校6年生まで拡大ということであるんですけれども、ここの内容はこれを満たす人でなければ児童クラブのほうには入れられないというところは変更はないんでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) この放課後児童保育事業と申しますのは、児童福祉法に基づく事業で ございます。この本法となります児童福祉法のほうに保護者等が労働等により昼間いない家庭とい うふうな家庭を市町村が放課後の居場所ということで事業を実施していけという大原則がございま すので、この対象となる放課後見る保護者がいない共働き家庭とか、そういった方が対象となりま す。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 今課長おっしゃるように、児童福祉法第6条の2ですか、規定されているわけでございますが、家の保護者のほうが見る方がいる場合については、6年生まで拡大はされるけども、児童クラブには入れられないというふうに理解してよろしいんでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 放課後児童保育事業については、おっしゃるとおりです。
- ○議長(山崎信義) ほかにありませんか。8番、諸橋和史議員。
- ○8番(諸橋和史) 開所日数なんですけども、1年につき250日以上を原則としてというふうにあります。それを1点、今現在どれぐらい開所日数があるのかというのをお聞きしたいですし、もう一点は先回の議会の中で定員が足らないで返還金が生じたという事例がありました。この30人以下ということになりますと、その最低人数というものが確立されているのかどうかちょっとお聞きした

V10

この2点だけひとつお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 現在の開所日数の正式な日数はちょっと承知しておりませんが、230日から240日程度というふうだと思います。といいますのは、土曜日がほとんど利用者がいらっしゃらないので、利用者がいらっしゃらないときは閉所しているということから、そのような形でそのような日数になっております。この条例が制定されますと、土曜日というのは原則開所するという方向で今度新たになろうかというふうに思っております。

あと利用人数でございますが、当町は登録者数は多いんですが、実績を出すときは年間の開所日数で割り返す関係で、結果として年間平均1開所当たり20人を上回らないというふうなのが昨年度、今年度の状況でございました。今後につきましては、またこれから利用される方を募集していきますが、20人を割らないというふうに、対象者も増えますので、対象年齢も増えますんで、20人は超えるものというふうに計画のほうでは考えて進めているところでございます。

以上です。

○議長(山﨑信義) ほかにありませんか。ありませんね。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第63号から議案第66号の議案4件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第14、議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第67号につきましてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、出産育児一時金等の見直しを行うものであります。国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額は、健康保険法施行令の規定を勘案して定めておりますが、このたび同施行令の一部が改正されたことによりまして、出産育児一時金の金額を1万4,000円引き上げまして41万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(河野照郎) 議案第67号につきまして補足説明をさせていただきます。

議会資料の6ページをご覧いただけますでしょうか。この出産育児一時金の金額につきましては、 出産育児一時金として政令で定める金額、これ現行39万ですが、それに産科医療補償制度の掛金相 当額を加え、本町の場合はさらに独自に1万円を上乗せして支給しているところでございます。こ のたびこの本体部分となります出産育児一時金の金額が1万4,000円引き上げられた一方、産科医療 補償制度の掛金、これが1万4,000円引き下げとなりました。本町の場合は1万円の上乗せは現行ど おりといたしまして、総額で43万円を出産育児一時金として支給するというものでございます。

なお、この産科医療補償制度の掛金ですが、これ上限額が条例において3万円と定められておりますが、この条例の規定自体は見直しはしませんで、規則において掛金相当額を1万6,000円と定めるというふうなことで考えております。これは、平成27年1月1日以降の出産からこのような形で支給するということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 全く基本的なことがよくのみ込めていないんで。今の資料の一番下の表なんですけども、平成23年に国民健康保険であって出生した方が2人と。それで、一時金の支払いが129万と。一時金の額は、そのときは43万円であったということだと思うんですが、2人で43万円掛けると129にならないですよね。どういうふうにこれ見ればいいんですか。

それと、同じように平成25年、出生数はゼロですよね。ゼロということは、国民健康保険であって出生した方がいなかったということだと思うんですけども、そのときの育児金は43万円であるが、育児一時金が1万円支給されているということなんですけど、ゼロでも1万円の支払いがあったということなんですけど、この辺ちょっと、私基本的なことよくわかんないんで、教えてください。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) この表の出産育児一時金の支払い額につきましては決算ベースの金額となります。したがいまして、年度末に出産される方につきましては、償還払いで医療機関に払って、残りの残額を本人に支払うというふうなものと、実際に出産したのが3月でしたけども、支払いが4月にずれ込んだものについては新年度に計上されております。24年、25年につきましては、42万円分というのがいわゆる医療機関で現物給付される額でございまして、そちらについては当該年度分に支出して、町上乗せ分の1万円分を償還でご本人に支払ったので、決算ベースでこのような数字が入ったものをそのまま表にしたもので、ちょっとわかりにくくて申しわけございませんが、決算ベースというふうでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。

- ○3番(中川正弘) 決算ベースということは、3月31日でこれは区切るんですか。決算が閉鎖するの5月ですよね。会計が閉鎖するのは。そこまで引っ張らないで、3月31日で切るんですね。
- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 出産育児一時金の適用日は、ここにも今回改正も1月1日以降の出産に係るということで書いてございますが、債務負担行為発生日は出産の日を基準として整理をして、出産の日を基準として支払いベースで整理をしておりますので、3月に生まれて現に町に請求が来るのが医療機関、審査支払機関を回ってから来ますので、年度をまたいで翌年度に来るというふうな形で、町の支出は翌年度ということになります。
- ○議長(山﨑信義) ほかにございませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第15、議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、町営住宅ひまわりハウス並びに石井町住宅に町外から転入して入居する若い子育て世帯が将来町営住宅を退去する場合に、町内に住宅を取得して定住する世帯に対し、支援金100万円を支給することで定住人口の増加を図ることを目的とするものであります。

また、これとあわせまして、石井町住宅につきましては、町営住宅条例におきまして入居者に住宅を有償譲渡できるものとした上で、別に定める出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の附則におきまして支援金を支給する規定を定めておりますが、これを本条例に移行するための改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

ただいまの町長の説明のとおりでございますけれども、各条項につきまして若干の説明をさせて いただきます。条例をご覧いただきまして、まず第1条の目的でございます。文書の中に特定の町 営住宅という字句が出ておりますけれども、これがひまわりハウスと石井町住宅を指すものでございます。

それで、第3条、支給対象者及び第4条、支給額でございますが、それぞれの第1号の部分は石井町住宅の入居者が石井町住宅を購入した場合の規定でございます。平成23年9月議会で議決をいただきまして、別に定めます新生活支援金支給に関する条例の附則に規定していましたものを本条例に移すものでございます。

また、同様にそれぞれの条の第2号は、石井町住宅とひまわりハウスに入居した転入世帯が将来町内に住宅を取得して定住された場合に100万円を限度に支援金を支給するという内容でございます。

また、この第4条第2号で、その他町長が別に定める費用につきましては、例えば住宅の敷地になります土地の購入あるいは土地の整形、上下水道の引き込み、舗装ですとか排水設備などの外構工事費あるいは車庫、物置などといった生活に必要な附属建屋の建築ですとか取得、それから土地、建物の登記、こういった費用が当然必要になるということを考えまして、規則のほうで定めたいというふうにしております。

第6条は、支援金の返還を定めております。

以上でございます。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第68号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第16、議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

現在大門地内に建設しております町営住宅ひまわりハウスは、来年3月末を目途に建物本体の施工を完了する予定でありますが、これに先駆けまして3月9日から入居希望者の申し込み受け付けを開始したいと考えております。このたびの町営住宅条例の一部改正につきましては、ひまわりハウスの設置、入居資格並びに家賃など所要の改正を行うものでございますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

資料の19ページ、新旧対照表をご覧ください。第4条、入居者の募集方法では、従来の一般の町営住宅の場合は住宅に困窮する町内の世帯向けに募集をしておりましたけれども、石井町住宅やひまわりハウスのように町外の世帯を対象に募集を行うこともありますので、区域内の住民の部分を削除いたしました。

第44条第9号の追加でございますが、これはひまわりハウスの入居者に該当するものになります。 入居の条件で、将来子供が全員町営住宅を転出したときあるいは残念ながら子供さんに恵まれなかったときにひまわりハウスを退去いただく規定がございます。これに対応するものでございます。 次の20ページは字句の修正です。

21ページの下、第3項はひまわりハウスの入居者の資格になります。第1号は、子供のない夫婦の場合はともに40歳未満であること、第2号は子供のある夫婦の場合は子供が小学生以下であること、第3号は特別の事情を認める場合になりますけれども、例えばひまわりハウスに入居するご家族で、その時点でご主人が単身赴任などによって当初は奥さんと子供さんだけがしばらく入居しなければいけないというような場合も想定されますので、そういったことに対しては柔軟に対応していきたいということでこの文言を設けてございます。

次の22ページ、第5項から第7項は、ひまわりハウスに入居していられる期限あるいは明け渡し に係る規定でございます。

第8項では、明け渡しを求める場合に町も可能な配慮をするように規定をしております。

第9項は敷金の規定です。入居時の負担を軽減するため、敷金は2カ月分といたしました。

飛びまして、26ページでございます。別表2の家賃になります。ひまわりハウスの1階、2階、 3階、各階ごとに3段階の家賃を定めています。

なお、家賃の減免につきましては、別に定める事務取扱要綱により、転入世帯の場合扶養する子供の年齢、人数により、1人当たり5,000円または1万円の減免を行うことができるという形にしております。

また、町内の世帯、それから転入の世帯問わず、結婚2年未満の子供さんがない世帯では、入居から3年間家賃5,000円を減免することができるというふうにしております。

以上でございます。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎議案第70号 指定管理者の指定について

○議長(山崎信義) 日程第17、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第70号 指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。

越後出雲崎天領の里につきましては、本施設を平成19年度から1期目3年間、続いて平成22年4月1日から2期目5年間、シダックスフードサービス株式会社を指定管理者として指定をしております。2期目につきましては、来年の平成27年3月31日をもって指定期間が終了いたします。次期3期目につきまして、平成27年4月1からの指定期間を5年間として、提案のとおり、引き続きシダックスフードサービス株式会社を指定管理者に指定するものであります。

地方自治法第244条の2第6項及び越後出雲崎天領の里設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 今ほど町長がおっしゃられたとおりでございます。さきの全員協議会では、皆さんから貴重な意見を頂戴してございます。出雲崎の観光拠点施設としての町の観光、歴史、文化の情報発信と、また交流人口の拡大によりまして地域の活性化を図るという目的を大前提といたしまして、今後運営につきましては推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第70号は、社会産業常任委員会に付託します。

この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時30分)

○議長(山﨑信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

- ◎議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
 - 議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)について
 - 議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について
 - 議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について
 - 議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)について
 - 議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について
- ○議長(山崎信義) 日程第18、議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について、日程第19、議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第20、議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第21、議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第22、議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第23、議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上議案6件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第71号から76号の補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第71号、一般会計補正予算につきましてお願いをいたします。まず、第2表の継続 費補正で、町営集合住宅建設事業、出雲崎消防分遣所建設事業の2事業につきまして、事業費の総 額、年割額の変更をお願いいたします。

続きまして、間もなく第3四半期が終了しようとしておりますが、歳出では既に事業完了したもの、また今後の見込みの中で年度末を待たず今回増減額を計上いたしました。

また、人件費関係につきましては、議案第60号、61号でお願いしている一般職の勤勉手当、給料 月額の改定、特別職等の期末手当の改定分につきまして、本年度の対応分を計上しております。

続いて、歳出補正の2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費では、広報の追加印刷分を計上いたしました。

5目の財産管理費では、議員控室においての天井づり固定型のプロジェクターの購入費を計上い

たしました。

7目企画費では、マイナンバー制度導入に伴う児童福祉、国保、国民年金等の厚生労働省関係分の住基システム改修費を計上いたしました。

2項の徴税費、2目賦課徴収費では、27年度から軽自動車の税額変更に伴う電算システム改修費を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、透析対象者の増加に伴う更生医療給付費を追加いたしました。

2項の児童福祉費、2目児童措置費では、町内両保育所、広域入所保育の実績、見込みからと制度改正分を含めまして追加計上いたしました。

次の扶助費、児童手当関係におきましても、実績からの見込みにより減額いたしました。

- 6 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費での環境保全型直接支払におきましては、取り組み数の増加、堆肥施用の交付単価アップによる助成増加分を追加計上いたしました。
 - 5目農地費では、町単独事業として乙茂堰の修繕補助を計上いたしました。
- 2項林業費では、県小規模補助治山工事の箇所数の減によりまして、工事費を減額いたしました。 7款商工費、1項商工費、3目観光費では、実績に基づきまして、海水浴場整備委託料を減額いたしました。
- 4目天領の里管理費では、オープンデッキの解体撤去工事費、撤去後の非常口用の階段設置工事費、屋外照明用配電盤の改修工事費などを計上いたしました。
 - 5目地域交流施設費におきましては、施設開設に伴います関係費を計上いたしました。
- 8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費では、細かい修繕分の追加を計上いたしました。
 - 3目道路新設改良費につきましては、社会資本整備交付金対象事業内の組み替えをいたしました。 5項住宅費、4目住宅建設につきましては、大門の町営集合住宅敷地内の新たな消雪用井戸の削
- 井工事費を、また今後のひまわりハウスの入居募集、現地見学関係の業務委託料を追加計上いたしました。
- 9款の消防費、1項消防費、3目消防施設費では、来年度に向けての防火水槽設置予定箇所の地 質調査業務委託料分を計上いたしました。
- 4目防災対策費では、町内5カ所に雨量計を設置する関係費用と監視用の大型テレビモニターを 1階、2階に各1台設置する工事費を計上いたしました。
- 10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、校舎暖房用煙突内壁にアスベストが含まれていることが判明したため、改修工事にかかわる調査設計委託料を計上いたしました。
- 4項社会教育費、6目良寛記念館管理費では、ホームページのリニューアル委託料を計上いたしました。

歳入につきましては、1款町税で、今後の見込みとして個人町民税の減、固定資産税は追加計上 いたしました。

また、20款の繰越金は、全額を計上いたしました。

その他に、地方交付税の留保分の一部を、また分担金及び負担金、国県支出金、財産収入、諸収入を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額6,698万5,000円を追加し、予算総額を34億6,154万3,000円とするものであります。

次に、議案第72号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの主な補正は、歳出予算につきましては今年度の給付見込み額等に基づき、2款保険給付費に1,731万5,000円を追加いたしました。一方、歳入予算では、5款国庫支出金、8款県支出金を歳入見込み額に基づき、いずれも減額したほか、11款繰入金では国保運営準備基金からの繰り入れを取りやめることなどによりまして、1,056万2,000円を減額いたしました。また、12款の繰越金に前年度繰越金3,454万6,000円を追加いたしました。これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,819万8,000円を追加し、予算総額を6億3,243万円とするものでございます。

次に、議案第73号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。このたびの主な補正は、歳出予算につきましては平成27年度介護保険制度の改正に伴いましての電算システム改修が必要となりましたので、1款総務費に所要額を計上いたしました。これらの財源といたしましては、国庫補助金、一般会計繰入金を充てております。これらによりまして、歳入歳出それぞれ140万1,000円を追加し、予算総額を7億6,766万9,000円とするものであります。

次に、議案第74号から76号までは、議案第71号の一般会計と同様、簡水、農排、下水道の特別会計の勤勉手当等の人件費関係を補正するものであります。

議案第74号、簡水特会では、歳入歳出にそれぞれ補正額4万7,000円を追加し、予算総額を3億2,774万2,000円とするものであります。

次に、議案第75号の農排特会では、歳入歳出にそれぞれ補正額6万3,000円を追加し、予算総額を 1億3,916万3,000円とするものであります。

最後に、議案第76号、下水道特会は、歳入歳出にそれぞれ補正額9万9,000円を追加し、予算総額を1億8,729万9,000円とするものであります。

以上、一般会計並びに5特別会計の補正予算を一括説明を申し上げました。よろしくご審議を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長(山﨑信義) 次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第71号について。

総務課長。

○総務課長(山田正志) それでは、一般会計のほうから補足説明させていただきます。

まず、一般会計209ページをご覧いただきたいと思います。第2表、継続費の補正でございます。 町長の提案説明のとおりでございますが、土木費、これは集合住宅継続費、当初予算では広告宣伝 含めまして2年間にわたるということで、工事と合わせて継続費組んでおりました。このたび広告 宣伝費関係の追加もお願いしたというふうなことによりまして、全体の継続費も変更をお願いする ものでございます。プラス513万円というふうなことに補正前、補正後の数字が動いてございます。 これ26年度での数字の動きでございます。

もう一つ、消防費の分遣所の建設でございます。これ11月28日全員協議会で資料をお出しして説明させていただきましたが、全体事業費の増嵩というふうなことに伴いまして、このたび継続費変更をお願いするということで、補正前、補正後では3,501万1,000円の事業費が増えておりますということでよろしくお願いいたします。

続いて、歳出の関係でございます。217ページお願いをいたします。共通してのものとしまして、本年度も第3四半期終了しようとしております。歳出では、既に事業完了したもの、また今後の見込みの中で年度末待たずに今回増減を補正計上いたしました。人件費につきましては、60号、61号でお願いしている職員の関係、また特別職の関係改定分を計上して、それぞれの款に計上してございます。

218ページお願いいたします。文書広報費でございます。印刷製本費の追加ということで、これ実は春先エコパークの関係で第3期分について臨時の広報を増刷いたしました。その分というふうなことと、27年の1月号を当初予定したより増刷いたしまして、東京出雲崎会の関係の方々にもまた1月新年号をお送りしようというふうなことで、今回追加でさせていただくということでございます。

財産管理費、これプロジェクターでございます。これ議員控室、現在スクリーンだけはついておるんですけど、プロジェクターを教育課なりに借りてきて使用している状況が現在続いております。それで、視察においでになるようなケースでパワーポイントを使う例、また防災関係で実はテレビ会議をしたり、また全員で防災関係の会議をしたりするとき、どうしても部屋がなかなか用意できないということで議員控室をお借りしているケースがございます。そのような形で、天井につけるようなプロジェクターを用意して、スクリーンはそのままついておりますので、固定型で、外すこともできるんですけど、固定型で用意をさせていただきたいというふうなことでこのたび計上いたしました。

続いて、企画費でございます。住民基本台帳システムの改修、これ当初予算では住民基本台帳、 実はマイナンバー制度の関係で改修というふうなことでございます。当初では、総務省関係の住民 基本台帳、税関係をシステム改修予定して予算を持っておりますが、今回厚生労働省分というふう なことで、2つに分かれて実は国のほうから来ております。児童手当、保育料、国保のそれぞれの システム改修というふうなことで、今回3分の2の国の補助というふうなことで歳入も上がってご ざいますが、それで今回国から来たものでございます。

19節につきましては、この社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の関係で中間サーバーの負担金というふうなことで、これ国との間、LGWANという専用回線使っておりますが、そこに中間的なサーバーを置くというふうなことで、これ10分の10国からそっくり来ているものでございますが、負担金として支出するということで、地方公共団体情報システム機構というふうなところが新しく、そういう機構がありまして、そこへ負担金として支出して、そこが中間サーバーを一括使用、また開発するというふうなものの負担金というふうなことでございます。

219ページお願いいたします。徴税費の賦課徴収費です。軽自動車税の電算改修関係でございます。 9月定例会で改正のほうをお願いしておりますが、27年4月からの軽自動車税の額の引き上げとい うふうなことに合わせて電算の改修というふうなことでございます。

続いて、220ページお願いいたします。民生費の障害者福祉費関係でございます。障害者相談支援 事業委託関係、これ緊急雇用というようなことで歳入のほうを見て入っておりますが、実は障害者 相談というふうなことで、障害者施設に2名委託というふうなことで採用してもらおうというふう なことで実は動いておったんですけど、結果的には1名の採用しかできなかったというふうなこと で、1名分減と歳入のほうも減になってございます。

同じく扶助費のほうで更生医療給付費、また人工透析関係でございます。人工透析の方が増えた というふうなことで、3名増えたというふうなことで現在24名になるかというふうな部分での追加 でございます。

続いて、221ページ、児童措置費関係でございます。出雲崎保育園、小木之城保育園、あと広域入 所関係、利用者も増えているというふうな状況にもありますが、保育の保母さん関係の人件費の部 分、これ人事院勧告が影響してまいりますが、その辺の分で人件費の部分の制度改正分がまた増え るというふうなことで今回追加にもなってございます。

続きまして、224ページお願いをいたします。農業費の3目農業振興費でございます。環境保全型 農業の補助金の追加でございます。これ堆肥の施用ということで単価が倍ぐらいに今回上がったと いうふうなことで、補助金が追加計上ということでございます。それと、農用地再生整備事業とい う、これ当初予算からございますが、中越農業共済さんが直接、直営で小災害復旧とか耕作放棄地 の整備を直接なさっているところに対する補助でございますが、バックホーを持っていらっしゃい ますが、附属品のアタッチメントの部分での補助金の追加ということで、これ本町と長岡市それぞ れが協調補助というふうなものでございます。

続いて、農地費の19節でございます。町単独事業になりますが、乙茂の取水堰の修繕。これゴムの袋体というんですか、そういう部分で堰をなしておりますが、全部の取りかえではなくて部分的な修理というふうなことで、30%補助を今回計上してございます。

続いて、225ページ、林業費の林業振興費の関係。これ県小規模補助治山工事ということで減額に

なっております。これ当初大釜谷と米田を予定しておりましたが、大釜谷のほうが採択にならなかったということで、米田1カ所分でことしは行っております。その分1カ所減額というふうなことで、歳入も減額になってございます。

続きまして、226ページお願いいたします。商工費の観光費でございます。海水浴場の整備ということで、これシーズン終了して今回の分精算というふうなことでございます。

天領の里管理費につきましては、これはオープンデッキの解体、撤去というふうなことで、しばらく何年間か使用できなくなっておりましたが、今回オープンデッキを解体するというふうな部分。 それと天領の里非常口、レストランに通じる非常口ともう一カ所時代館のほうに非常口がございます。この非常口は生かさなきゃいけないというふうなことで、非常口用の階段を2カ所それは設置をするということでございます。

それと天領の里の屋外照明配電盤の改修。配電盤自体がさびておりますが、これまたオープンデッキの下についておりまして、オープンデッキを外しますと真ん中にぽつんと配電盤が残ってしまいます。これを解体とあわせて建物側のほうに寄せるというふうな形での工事が出てまいります。

あと、高圧の引き込み関係。これ保安協会のほうで点検をお願いしておりますが、11年間ずっと そのままで劣化してきているということで、今回改修が必要というようなことで追加計上をいたし ました。

続いて、地域交流施設費関係でございます。この関係で、今後の工事発注になりますけど、今回 消耗品だけ追加計上させていただきまして、オープンに向けての準備するようなものはできるだけ 消耗品関係でそろえたいというふうなことで今回計上してございます。

続いて、227ページ、土木費でございます。一番下の道路維持費でございます。これ修繕料関係の 追加ということで、町内5カ所の町道の修繕、小修繕のほうで今回追加をしてございます。

続いて、228ページでございます。これ委託工事補償関係でございますが、これ社会整備交付金が 充たっている事業でございますが、全体の中での組み替えというふうなことで今回お願いいたしま した。

続いて、229ページ、住宅費でございます。PR関係のものを今回計上してございます。消耗品の関係、これ会場の現地案内関係ののぼり旗等の用意するもの、広告、これ雑誌に直接載せる広告の部分、それと広告の委託業務、これ現地見学会の設営関係含めまして、県内の新聞に、また県内の新聞折り込みへと、新聞は1回でしょうか、県内のチラシは2回というふうな部分で、これ業者に委託した中でというふうなことで今回計上させてもらっております。

工事関係につきましては、これ町営住宅の消雪用の削井戸の工事でございます。これ実は経済対策で地域経済活性化・雇用創出臨時交付金という、これ県会で9月に制定された事業でございますが、それが本町に割り当てございまして、この内輪になりますけど、それが100%充当できるというふうなことで今回これ充てさせていただくということで、この井戸につきましてはひまわりハウス

の敷地内含めて、また災害公営での公営住宅、既存の公営住宅のほうまで延ばせるような形でというふうなことに考えておりますが、とりあえず今回は井戸を掘る事業をというふうなことで計上してございます。

消防費でございます。消防施設費は、防火水槽の関係でございます。海岸地区で27年度防火水槽2カ所予定したいと思っております。ただ、事前の地質調査というふうなことで今回計上させていただきました。今後海岸地区もちょっと計画的にまたいきたいなというふうに思っておりますが、とりあえず2カ所ということでございます。

それと防災対策費、これ雨量計の設置箇所の委託料、続いて雨量計の設置工事費と、あと監視モ ニターというふうなことで、3つ関係するものがございます。現在本町の雨量計についてはこの役 場と羽黒町の海岸公民館、2カ所でございます。ただ、今ウェザーニュースで見ている部分につい ては、本町、中永の県の施設の雨量計もウェザーから通して見ていることができます。それ以外に つきますと、寺泊の法崎、与板維持事務所、西山地区の別山、それと三島というか、旧三島の面川 機場でしたか、その辺の部分を周辺見ているんですけど、なかなか本町に直接リアルタイムで見れ るちょっと雨量計がないというふうなことで、町役場なりに海岸公民館あるんですけど、なかなか リアルタイムでは見れないということで、結果としてデータを計算して何ミリ降ったというふうな ちょっとアナログ的なものになっておりますんで、今回まず役場と、羽黒町はやめまして井鼻、海 岸2地区要るだろうということで井鼻郵便局、それにさくら公園に、海岸を上、下に分けまして2 カ所。さらに、山側のほうは赤坂の処理場、それに田中の奥に防火水槽つくりましたので、そこと。 役場も当然新しくするということで、議会資料の中で何枚目かに配置の図面を、地図を用意してご ざいます。本町縦長、縦には116号沿いの役場を中心に4キロ、4キロで8キロ、352を中心に左右 では3キロ、3キロの6キロというふうなことで、大体網羅できる形になるんではないかなという ふうなことで、さらに中永については当然今ある県のものをそのまま利用できるというふうなこと で、今回5カ所雨量計をお願いしたいというので、事前の、実はこれ雨量計のます、さらにサーバ ーでそれを今度ドコモの電波を利用して飛ばすような形で考えております。そんな形で、まず事前 の調査と、電源がそこにあるかというふうな、フェンス等が必要になるのか、ならないのか、そう いうふうな部分を含めた調査、調査費、さらに工事関係は5カ所の工事費分ということ。それにモ ニターについては、今現在パソコンでは見ておるんですけど、ただ常時パソコンを見ているという わけにもまいりませんので、1階と2階に大型50インチのテレビモニターを天井つりか、また壁に なると思うんですけど、常に雨量がグラフで見れるような、動きを見れるような形で、誰も見て状 況がこうなっているというふうな形でのモニターも用意したいというようなことで、今回あわせて 設置をさせていただくというふうなものでございます。

続いて、教育費でございます。教育振興費、特別支援学校教員費用弁償追加というふうなことで、 現在特別支援、先生をお二人お願いしてございますが、現在の状況からして、今後のまた入学前に 含めまして回数が相当必要になるというふうなことで、現在年間16日を予定しておりましたが、大きく37回の見込みになるのかなというふうなことで、今回追加をさせていただきたいということでございます。

続いて、231ページでございます。中学校費、これ町長の説明のとおりでございます。中学校の校舎棟の煙突の解体含めまして、今後の対応をどうするかというふうなことで調査設計業務を計上させていただきました。

次に、233ページお願いいたします。良寛記念館の管理費でございます。ホームページリニューアル委託料というふうなことで今回計上させていただきました。実は町のホームページにつきましては、11月にプロポーザルで提案、2社からお願いいたしました。結果としまして、柏崎のカシックスというところが決定というふうなことになりました。ただ、実際町との関係、当然良寛記念館ございますので、そことの業者とのまたやりとりの中で良寛記念館もこの際4月に向けてリニューアルをというようなことで今回計上させていただきました。

続いて、公債費については、減税補てん債、臨時財政対策債関係で利率の見直しありまして、10年たって利率見直しがありまして、やりとりと、自然災害防止事業債というのを25年度分、26年に借りておりますが、これが考えておった事業とちょっとずれまして、据え置きがなくなっていきなり元金返還がスタートをするというふうな起債になりましたもので、今回追加というふうなことでございます。

戻っていただきまして、歳入関係でございます。212ページお願いいたします。町税関係でございます。個人町民税関係、普通徴収が特別徴収にというふうなことで、現在特別徴収、会社で給料天引きを進めている状況でございますが、2月、3月分が来年の27年度に特別徴収のが動くというふうなことで、今回普通徴収分が減るというふうなことで減額というふうなことと、個人所得が落ちているというふうな部分の2つの内容から減というふうなことになっております。固定資産税関係は、これ総務大臣配分の大きな会社、NTTなりソフトバンク、東北電力関係のものでの配分が追加というふうな部分と、町内の会社で設備投資が1件あったというふうな部分でございます。

地方交付税につきましては、今回追加計上いたしましたが、普通交付税につきましては残りまだ 留保8,485万1,000円ほどございますというふうなことで、今回の財源調整ということで追加をさせ ていただきました。

213ページ、分担金関係、これは先ほどの小規模治山で1カ所大釜谷分がなくなったということで、 歳入分が減になってございます。

続きまして、214から215まで、これは歳入との連動でございます。

216、基金繰り入れ関係でございます。これは、天領の里の、解体には入れてございませんが、修 繕関係での部分で基金を充当してございます。

繰越金につきましては、全額このたび計上させていただいたということでございます。

そのほか、最後のほうになります人件費関係の表、また継続費の表を調書としてつけてございま すので、よろしくお願いしたいと思います。

一般会計は以上でございます。

- ○議長(山崎信義) 次に、議案第72号及び議案第73号について。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) では、続きまして議案第72号の国保特別会計の補正について補足説明 をさせていただきます。

歳出予算をお願いします。ページでいきますと、194ページ、195ページにかけてとなります。2 款の保険給付費でございます。こちらの一般被保険者の療養給付費に1,000万、下の次のページの一般被保険者の高額療養費、こちらのほうに600万円、それぞれ追加をさせていただきました。

歳入予算につきましては、町長から説明があったとおりでございます。今回の補正によりまして、 本年度末の運営準備基金の残高は6,349万8,000円の見込みでございます。

国保特会につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第73号の介護保険特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。歳出の205ページになります。1 款総務費の委託料に244万1,000円を計上させていただきました。これは、来年4月から介護保険制度が大きく変わります。介護予防事業の市町村への移行あるいは特別養護老人ホーム新規入所の要介護3以上というものとか改正されるわけですが、そういった保険制度の改正によりますシステムを改修する経費となってございます。経費の2分の1が国庫補助となっております。

以上でございます。

- ○議長(山﨑信義) 次に、議案第74号から第76号について。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) それでは、簡水会計、農排会計、下水道会計のそれぞれ補足説明をさせて いただきます。

まず、簡水特会でございますが、補正予算書212ページをお願いいたします。ご覧のとおり、歳出 で人件費関係が追加になります分、歳入で水道使用料を同額追加いたしました。

次の農排特会でございます。220ページ、221ページになります。同様でございますが、人件費関係で6万3,000円の追加になります。歳入で5款の前年度繰越金の確定額を全額計上いたしました関係で、一般会計繰入金を減額いたしまして、端数の部分を農排使用料で調整しております。

最後の下水道特会でございます。228ページ、229ページになります。これにつきましても、農排特会と同様に、人件費関係の追加分を歳入の前年度繰越金、一般会計繰入金、下水道使用料で調整をいたしております。

以上でございます。

○議長(山崎信義) これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長(山﨑信義) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号から議案第76号までの議案6件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第76号までの議案6件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長(山﨑信義) お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例 第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。 この際、しばらく休憩します。

(午前11時18分)

○議長(山﨑信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長(山﨑信義) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(山﨑信義) 議案第71号から議案第76号までの議案6件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長(山﨑信義) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午前11時21分)

第 2 号

(12月9日)

平成26年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成26年12月9日(火曜日)午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 2番 中野勝 宮下孝幸 正 3番 中 川 正 弘 4番 髙 桑 佳 子 5番 田中政 孝 6番 仙 海 直 樹 三 史 7番 加藤 修 8番 諸橋 和 三 9番 輪 正 10番 山崎 信 義

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 副 町 長 小 林 忠 敏 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 小 田 嘉代子 総務課長 志 Щ 正 田 町民課長 則 男 池 田 保健福祉課長 河 野 昭 郎 産業観光課長 田 誠 П 建設課長 玉 沖 馨 教 育 課 長 栄 Щ 田 建設課課長補佐 矢 島 則 幸 教育課課長補佐 佐 藤 佐 由 里

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 田中宥暢

 書記
 佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長(山﨑信義) ただいまから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎一般質問

○議長(山崎信義) 日程第1、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 仙 海 直 樹 議員

- ○議長(山﨑信義) 最初に、6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) おはようございます。年の瀬を迎えた中、衆議院選も折り返しを過ぎて何かと 気ぜわしいところでございますが、ことし最後の定例会でございます。 1年の締めくくりになりますが、よろしくお願いいたします。 限られた時間でございますので、早速でありますが、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、高齢者の見守り支援について伺います。高齢化が急速に進む中、平成26年度本町の65歳以 上の高齢化比率は、先般の報道で既にご案内のとおり、39.9%と出ました。約40%ということでご ざいます。人口の割合にいたしますと、本町人口は約4,900人ですので、その4割といいますから、 約2,000人になり、5人に2人は65歳以上の高齢者になります。65歳以上を高齢者と申しますが、個 人的には皆さんお若い方が多いですので、少し高齢者の定義というものが変わってきてもいいんじ ゃないかななんていうふうにも考えておりますが、とにかく元気で長生きをしていただかなくては なりませんし、やはり健康寿命というものを延ばしていかなければいけないのかなというふうにも 思います。一方で、図らずしもまた病気になったりとか、徐々に年齢を感じ始めたりとか、これは 生まれた以上にはやっぱり避けては通れない道でもあるわけでございます。ですから、高齢者にと って安全で安心に暮らせる町づくりを進めていかなければならないわけですし、そのために町も多 くの取り組みやさまざまな事業を行っております。議会といたしましても、高齢者の見守り支援に ついては昨年、ことしと視察研修を行っているところでございまして、高齢者の皆さんが安全で安 心して暮らしていただけるように行政とともに議会も取り組んでいます。また、今後はひとり暮ら しの高齢者もしくは高齢者のみの世帯が増加することが見込まれる中で、高齢者の見守り事業など は今後も重要かつ緊急性が高くなることが予測されるわけでございまして、そういったことから最 初にまずお伺いをさせていただきますが、本町で現在行われている高齢者の見守り支援事業につい て現在の状況をお伺いいたします。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 仙海議員さんのご質問にお答えしますが、まさに前段仙海議員さんのご質問の 趣旨にありましたように急速に進む高齢化、しかも社会情勢は隣は何をする人ぞと、地域間の連帯 感が希薄化しておるという中における独居老人の孤独死あるいは認知症の皆さんの行方不明者とい うものが最近大変多くなってきておるということが報道されておるわけでございます。中でも、今 ご指摘のように当町におきましても高齢化が一段と進んでいるわけでございますので、いかにひと り暮らしの老人の皆様方の安全、安心、そして安らかな生活が送れるような対応はまず何をしなけ ればならないかということを私たちは常に議会の皆さんと真剣に考えておるわけでございますが、 私はやっぱりその中で最も肝要なことは、先ほど申し上げました地域間の連帯感が薄れておる中に おけるお互いが声かけ運動や、あるいは挨拶、あるいは常にまたお互いの生活状況をお互いに情報 交換し合いながら事を進めると、地域全体のやっぱりこのお年寄りの皆さんを支え合う精神、その 行動が私は最も必要なものであるというふうに考えております。その中におきまして、うちの町に おきましてもまず民生児童委員の皆さんから本当に定期的な訪問をいただいておりますし、また社 会福祉協議会におきましても宅配サービス、給食宅配サービス等を行いながら安否の確認を行って おるというところでございます。さらに、住民の方と接する機会のある民間業者と連携をいたして おりまして、特に新聞販売店あるいはNPO法人の皆さん等々6業者と、県にありましては全県を 対象にして新潟日報あるいは生活協同組合7業者、それぞれ地域の見守り活動に対する協定を締結 しながら、日ごろの業務の範囲内において何らかの異常を感知した場合には直ちに連絡をしていた だくというような体制を整えておるというところであります。

また、高齢者の安否確認等々につきましても、当町におきましては緊急通報装置あるいはペンダント形の送信機、あるいは人感知センサー、あるいは火災報知機等々をひとり暮らしの皆さん方にお貸しをさせていただいて、それを十分ひとつまたご理解いただき、使いこなせるような段階を進めておるというところでございます。ソフト、ハード両面にわたる、当町といたしましても前段申し上げましたようにお年寄りの皆さんの安全確保のために最善を尽くしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 今ほど町長からご答弁のとおり、さまざまな取り組みにより高齢者の見守り支援が行われているということでございました。その中で、お話がございましたが、民生委員さん、やはり民生委員さんは非常に私も日ごろからご苦労いただいて、改めて感謝と御礼を申し上げなければいけないなというふうに感じております。民生委員さんは児童委員さんとも兼ねておるわけでございますので、その仕事の内容はといいますとやはり子供たちのことからお年寄りに係るまで幅広く携わっているわけでございまして、地域の見守りや、あるいは相談支援、調査、実態把握とか行事へのお手伝いなどさまざまになるわけで、本町には19名でしたか、いらっしゃって無報酬で活動されておるというわけでございます。

また、今ほど緊急通報システムのお話町長からございました。ペンダントというお話も出ましたが、私2番目のほうで若干通告書のほうでは触れておるんですが、この緊急通報システムによる見守りについてもし、もう少し詳しく、どういったようなシステムになっておって見守りされているのか町長わかれば、おわかりであればお話しいただきたいと思いますし、ちょっと専門的なことになりますので、詳しい内容で課長でいただければ課長から見守りシステムの内容について若干お話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 当町が行っております緊急通報体制整備事業の内容についてご説明を させていただきます。

対象としておりますのは、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方、または高齢者のみの 世帯ということになってございます。そちらの方に町が業者に委託しました緊急通報装置を無償で 貸与しているというものでございます。

なお、この緊急通報装置の機能といたしましては、1点目は非常時の場合ボタン1つで委託業者に連絡がとれる体制、機能がついていると。2点目といたしましては、ペンダント形の送信機がありまして、例えば外で倒れた場合もそのペンダントを押すことによって連絡体制がとれるというもの。また、人感センサーというものが住んでいる家の四、五カ所設置されておりまして、その方の日常の行動を追うことができるセンサーがございます。万が一全然動かないような異常が発生した場合は、自動的に感知して連絡がとれる体制となっております。さらに、火災センサーがついておりまして、煙感知方式でございますが、煙を感知したらこれは直ちに119番、業者のほうから消防署に連絡が行くような体制になっております。

なお、この体制でもう一つ特徴的なものは、この機器をお申し込みいただく際にご近所の方4名程度の方を協力員ということでご登録いただいております。何か緊急時があったりとか、異常通報、異常な状態を感知した場合はご本人に連絡して、そのご本人に連絡とれない場合もそのご近所の方に連絡をして安否を確認してもらうというふうな体制がとられております。それで、昼間等でまたご近所の方がいない場合については、役場のほうにも連絡がとれるような体制で、基本的には24時間対応できるシステムでございます。現在出雲崎町におきましては、115機、115世帯に無償で貸与しているという状況でございます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 大変私が想像していた以上にすばらしいシステムで見守りを行っているという ことで安心しているところでございますけれども、この装置、会話というのは可能でしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 電話回線によりまして音声通話できるようになっております。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 今ほど課長からご説明いただきましたが、私、2番目の質問になるんですが、 去年、ことしと研修を行った中で、今後さらなる充実ということで光通信回線などを利用したテレビ型による見守りを行えないものかなということでお話しさせていただきたいと思うんですが、これは画面に映る相手の顔を見まして、会話はもちろんですが、画面を操作して、タッチパネル方式になっておりますので、その会話、見守り、安否確認はもちろんなんですが、さらに付加機能といたしましては地元の業者さんと買い物の注文がそこでやりとりができるシステムになっているものがございました。そういった中で、スーパーのほうから食料品が配達されるという中で、地元のそういった活性化はもちろんのことなんですが、いわゆる買い物弱者と言われている高齢者対策というものにもまたつながってくるのではないかなと感じているわけでございますが、その辺についてはいかがでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) さらなるテレビ電話機能等々の今ご指摘がございますが、私はこの年になりま して今タブレット、携帯、パソコン等々を使っておりますが、なかなかすばらしい機能があるんで すが、使いこなせないというのが私の実態です。確かにIT先端技術を大いに駆使するということ も大事ですが、今回徳島、大雪によって本当に孤立した集落、その中において逆にそういう I T 通 信電話が途絶したことによって大変な痛ましい事故が起きているということを考えますと、果たし てお年寄りの皆さんに多機能の全ての機能を備えたものを貸与することは、確かにそうでしょう、 効果も上がるんでしょうが、逆にそのことがあだになる私は可能性があると思うんです。私は、や っぱりこれからのひとり暮らしの老人世帯を見守るということは、そういう機器に頼るというんじ ゃなくて、前段申し上げたように本当にお隣近所の声かけ運動とか、お互いの交流の中において常 に地域を挙げてそういうお年寄りを見守るということが私は基本だと思うんです。特に電話等につ いては、これは24時間体制でいろいろ介護したりする、そういう施設の人たちは場合によっては対 応できるんですが、町といたしましては果たしてそういう全ての機能を備えたものを貸与し、皆さ んから使ってくれ、逆にそのことがさて緊急時において戸惑って逆な結果が生まれると可能性ある んです。私は、これ以上町としてはそういうものに関与、余り私は力を入れるべきでない。逆に地 域挙げてひとり暮らしの老人の世帯を守るというものを基本にしていきたいというんです。私は、 お金じゃないんですよね、そういう立場の人たちのものを考えてみると、私は自分の今の立場から 実感としてそういう先端技術をいかに貸与したって使いこなせるかどうか、私はそこに疑問を感じ ます。そういう意味で、また仙海議員さんのお気持ちもありますので、また十分検討しながらやっ ていきたい。ただし、光回線でなくても、今のアナログでも十分対応できるということですので、 申し上げておきます。
- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。

○6番(仙海直樹) 町長、今ほどおっしゃいましたように、やはり徳島の事故、災害ですか、本当にテレビで報道されていますようにIP電話ということで連絡がとれなくなったということでございますが、あれIP電話にしたためにそうなったんで、やっぱり電話回線は残しておかなきゃだめですよね。と私はあの報道を見てそういうふうに感じて、一緒にしなければまだどうだったのかななんていうふうに感じていたところなんでございますが、今ほどの町長の答弁十分理解をしました。そういった中で、3番目なんですが、今ほどのシステム非常にすばらしいものでありましたが、現在この緊急通報体制等整備事業による今の貸し出しについてなんですが、これはふだん家族と暮らしながらも日中は1人になってしまう方が貸し出しの対象外となっているケースが出てきておりますので、その辺についてなんですが、先ほど課長からもお話がございましたが、希望者で65歳以上の独居の高齢者世帯、または高齢者のみの世帯に貸し出しているというふうに説明ありましたが、要は家族と暮らしながらも、家族がお勤めなどに出た場合、高齢者が1人で家に残る可能性もあるわけで、そういった方はこの事業の対象外ということで、この機器は貸し出されていないわけなんです。そうすると、日中は同じようにひとり暮らしになっているにもかかわらず機器が貸していただけないということなんですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) ちょっとご質問に答える前に、仙海議員さんが当初最初のご質問の中で申し上げたように、確かにひとり暮らしの老人の皆さん、老人世帯の方々は元気だ。私も去る5日、この出雲崎の80世帯を歳末慰問してまいりました。いや、本当に物すごく元気です。驚きました。そう言ったら失礼ですが、やっと歩いて出てくるような人はまずいないんです。逆に私のほうが、町長、おめえ体気をつけてと、元気づけられた。そういう中で、私はやっぱりひとり暮らしの皆さんを、逆に精神的に俺は1人なんだと、頑張らんきゃだめなんだという気持ちが働くんですわね。だから、元気なんです。

さて、今おっしゃる、それでは家族と同居しながら日中は1人だと。さて、どうするか。これは、私は基本的には家族同士のしっかりした連携をとりながら、そこにおけるまたいわゆる町といたしましてもいろいろな福祉サービス、いろいろな対応もしているわけでございますので、そういう立場の人たちを活用していただきながら、これは私は全てを行政に任すというんじゃなくて、家族同士のいわゆるコミュニケーション、常に連携をとりながら、俺はきょうこれから勤め出てくるからね、もし何かあったらどこかへ連絡しなさい、何かあったら職場へ電話しなさい、そういう連携をとってもらいたい。それまで町が私はどうする、これはちょっと、私はやっぱりある程度家族でやっぱりそれを支え合うという基本姿勢を持ってもらわんきゃだめだ。何もかにも行政というのは、私はやるべきことはやりますよ、でも何もかにも行政にやれということでじゃないと思う。やっぱりこういう時代ですから、お互いの家族同士のコミュニケーションをしっかりと図って、おれはきょう勤め出るよ、何かあったらここへ連絡しなさい、そういう体制もできているわけですから、私

は町として、今のこの貸与は65歳以上かな、65歳以上をやっているんですよね。そういう意味で、どうでしょうか、そのかわりに行政としてやるべきことはやります。でも、何もかにも行政というのは私はいかがなものかと思う。さらにこういう時代が進みますから、やっぱり先ほど申したように地域、家族が挙げて常に対応できるような、そういう体制を私はとってもらうような行政としてお願いしていかなきゃならんと思います。何もかにも行政やるというのは、私はいかがなものか。行政としてはやるべきことはまた、そういうお年寄りの皆さんに対してもやることはたくさんあるわけですから、そういう点を私は今の体制の中でこれは……

[何事か声あり]

- ○町長(小林則幸) そういうことで、ちょっと仙海さんの、ご質問の趣旨は十分わかるんですが、 そういう意味のケース・バイ・ケース、状況はあると思うんですよ、そういうケース・バイ・ケー スに対応しながら柔軟に対応してまいりたいと思いますが、基本的に私は家族同士のコミュニケー ションを図りながらしっかりと対応してもらいたいというのをお願いしていきたいなと思っていま す。
- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 町長の基本姿勢は十分私も理解いたしました。今ほど訪問なされた話で逆に町長が元気づけられたというお話しされましたが、実際本町元気な方が私も多いと思います。これは、やはり町長が元気でいるというのも一つの原因になっていると思うんです。町長が元気でいらっしゃるから、私も町長に負けていらんない、元気にならんきゃだめだって、私これ実際にこんな話聞くことあるんです、本当に。笑っておる方がいらっしゃいますが、それは実際たくさんいらっしゃいますので、そういったことも申し加えさせていただきますが、いずれにしてもぜひ実態把握をされた中で、またそういうふうに希望されている世帯があるとすれば柔軟に対応していただきたいというふうに私は思っておりますので、規則にこだわらずに、またそういう家族との連携もちろん大切なんですが、また実態を把握された中でそういう世帯があれば貸し出しを検討していただきたいというふうに思います。

4番目の質問に移りますが、先ほど町長冒頭の答弁の中に少し触れられたようですが、見守り協定の話を少しさせていただきます。先月21日に佐渡市では大手運送会社と協定を結んだということが報じられておりました。高齢者等の日常生活でやっぱりささいな異変に気づいたりしていくためには、さまざまな民間業者との連携が必要になってくると思います。そういった中で、例えば町長先ほどお話ありましたが、新聞配達ですとか、郵便業者ですとかという中でいち早く異変に気づいたりすることが大事だと思いますので、その辺についてどういうふうに考えているのか、また今現在の状況を踏まえた中でお話をいただきたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○**町長(小林則幸)** 先ほども申し上げましたように、当町としての見守り活動に関する協定を提供

している団体は申し上げましたように6業者あるわけですが、県が提携する業者は7業者と、これを有機的に結びつけながら対応しているわけですが、宅配業者、東北電力との協定の締結につきましては、町村がそれぞれ単独で行うよりも県全体として行うほうが効果的じゃないかなと思われますので、今後こういう点につきましては県にまた働きかけてまいりたいと思っております。ただ、残念ながら郵便局、これが今まで私はやっぱり一番効果的だなと思っておったんですが、郵政改革によりまして、やっぱり月1回の配達時における見守り確認を委託しておりましたが、体制の変化によりまして配達体制が変わったというようなことで、現在は委託しておりません。20年度まではやっておったんですが、そういう形でちょっとそういう協定関係が結ばれておりませんが、しかしやはり協定はともかくといたしまして、郵便局の皆さんにもお願いして、通常業務でなくて、何か異変があったら町へちょっと連絡していただくように特にまたお願いをしております。そういう意味で、はっきり申し上げまして、郵便局さんあたりは大体毎日配達されるわけですから、一番効果的じゃないかと思っているんですが、協定は結ばれないということですが、今申し上げましたように特にまたお願いしながら、何か異変があったら通知してもらうようにまた努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 承知いたしました。今ほど私のほうからもご提案させていただきながら質問を行ったわけでございますが、高齢者を取り巻く環境はやっぱり日々変化しております。町長おっしゃったように地域との連携、見守りというのももちろん大切になってくるというふうに思いますし、私冒頭申し上げましたようにやはり高齢者にとって安全で安心して暮らせる町づくりを進めていかなければならないというふうにも考えております。いずれにいたしましても、多くの人はできる限り住みなれた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいるわけでございまして、ひとり暮らしの高齢者の地域見守り、支え合いなどの支援体制の構築は今後さらに重要になってくるというふうに思います。ぜひ高齢者の方がいつも誰かとつながっていられるような、そういった安心感というものも必要でございますので、前向きにご検討をしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、放課後子ども教室についてということで質問をさせていただきたいと思います。教育長のほうからご答弁いただきたいと思いますので。放課後子ども教室につきましては文部科学省のほうの所管ということで、平成16年度から18年度まで緊急3カ年計画として地域子ども推進事業というものを実施いたしました。これは、地域の大人の協力を得て学校等を活用し、緊急かつ計画的に子供たちの活動拠点を確保して、放課後や週末などにさまざまな体験活動や地域住民との交流などを支援するものでございました。その後、平成19年度より、地域子ども推進事業等を踏まえた取り組みといたしまして、国の支援の仕組みを変更した補助事業である放課後子ども推進事業というものが創設されたわけでございます。放課後子ども教室は、放課後に小学校の全児童を対象として余裕教室などを活用して地域のさまざまな方々の参画を得て子供たちとともに行う学習支援やス

ポーツ、文化等の取り組みを支援するものでございますが、今後本町においてこのような放課後子 ども教室を行う考えはあるかどうかということでお伺いしたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) それでは、仙海直樹議員の放課後子ども教室の実施についてのご質問にお答 えいたします。

子供たちが放課後等を安全、安心に過ごすことができる居場所を整備することは、少子高齢化が 進む中で共働き家庭等の子育て支援にとどまらず、子供たちの健全な育ちに大変重要なことと認識 いたしております。当町では、子供たちが放課後等の居場所づくりとして、主に小学1年生から3 年生までを対象に保健福祉課の所管する放課後児童クラブを開設いたしております。これは十分に 仙海議員もご承知のとおりであるわけでありますが、来年4月からは子ども・子育て支援新制度が 本格スタートいたしますので、新制度におきましてこの児童クラブの受け皿を小学6年生まで拡大 することを考えております。教育委員会では、現在子供を対象とした出雲崎ッズ事業として英会話 教室や運動能力の向上を図るコーディネーショントレーニングのほか、各種のスポーツチャレンジ 教室を実施いたしておりますし、柔道教室、剣道教室、そして少年野球の出雲崎スカイヤーズにお いては保護者と地域の方が一緒になって放課後等の活動を行っているところであります。現在町で は、子ども・子育て支援法に基づく町子ども・子育て支援事業計画の策定作業を来年3月を目途に 進めております。この計画におきましては、国の放課後子ども総合プランを踏まえて、今ほど仙海 議員からご質問がありました放課後子ども教室と現在開設している放課後児童クラブを一体のもの として整備する方向で検討いたしております。また、新制度の質の向上を図るため、職員や施設整 備について新たに基準を定める条例を本定例会に提案させていただいております。小学校入学を機 に、共働き家庭で仕事と育児の両立が困難になるいわゆる小1の壁をなくすとともに、次代を担う 人材を育成するために全ての子供が放課後における多様な体験活動を行うことができるよう総合的 な放課後対策を講じることといたしております。今後教育委員会と福祉部局が連携を密にしまして、 学校関係者、PTA関係者あるいは児童クラブ関係者、地域住民を含めて一体型の放課後児童クラ ブ、放課後子ども教室を推進していきたいと思いますので、よろしくまたご理解いただきたいと思 っております。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 大変前向きなご答弁といいますか、もう制度ができるというふうに私今受け取ったんですが、ちょっと質問が、私これ今つくってきたのと大分変わってきてあれなんですけれども、いわゆる放課後児童クラブが来年4月から対象が小学校6年生までに拡大されるということは、これは確定なんでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○**教育長(佐藤 亨)** 昨日の議会の中にも保健福祉課のほうから説明がありましたように、これは

その条例をまた認めていただくというような前提でありますが、小学校6年生まで拡充して、より 多くの子供がその対象に入っていただければと、そういうようなことを考えております。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 放課後児童クラブは、先ほど教育長がおっしゃったように保健福祉課、いわゆ る厚労省のほうの所管でございます。児童福祉法で定められている事業でございまして、小学校に 就学しているおおむね10歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して、 政令で定める基準に従って授業の終了後にそういった施設等で適切な遊びや生活の場を与えて健全 な育成を図るものということになっておるんですが、それがすなわち小学校6年生まで拡大される ということでございます。これは大変私も喜ばしいことというふうに思っておりますが、問題は保 護者が労働等により昼間家庭にいない者に対して行う事業というために、保護者が家庭にいる方の 場合は放課後児童クラブの対象年齢が6年生まで拡大されたにもかかわらず対象外、児童クラブに は行けないという形になってしまうわけでございます。今ほど教育長おっしゃったように出雲崎ッ ズのほうもそういった取り組みを行っているわけでございますけれども、放課後子ども教室ですと 全児童対象ということでございますので、そういった保護者が家にいる、いないにかかわらず参加 することはできるわけです。今の出雲崎ッズがそういう形になっておりますが、そういうことは今 後来年4月改正になるに当たって、その保護者が家にいる方に限っても放課後子ども教室と児童ク ラブを一体化されるならば参加をそこにすることは、そういった子供たちも参加することは可能と いうふうに理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) 実際に放課後児童クラブのほうと放課後子ども教室のほうが一体になったときには、その事業が進められていたんであれば、今の議員おっしゃるように当然児童クラブの子供たちもその子ども教室のほうに希望があれば参加することができるというふうな枠が決められておりますので、十分可能だと思います。
- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 放課後子ども教室のほうの児童が児童クラブのほうに行くことは可能になりますか。教育長今おっしゃった児童クラブの人が子ども教室に行くことは可能になると思いますが、子ども教室の方が児童クラブに参加するには、今私申し上げたような日中保護者が見れない方が児童クラブに行けるという規定がございますので、それがある以上は家に保護者がいる方は児童クラブに参加できないという児童福祉法による規定があるものでして、そこのところが私ちょっとひっかかっているもので、その一言がありますと家に例えば両親どちらかですとかおじいちゃん、おばあちゃんがいて見ていただける方は児童クラブには参加できない、今現行ではそういうふうになっておりますので、一体化になった場合ですと家に例えばそういう保護者の方がいた場合でもそういう児童クラブ、子ども教室に参加して一緒に体を動かしたり英会話をしたりとかということにその

児童が参加できるかどうか、そこをお願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) いわゆる国の示しておりますこのプランの形を見ますと、ちょっとご説明を申し上げますが、いわゆる放課後児童クラブと放課後子ども教室がありまして、それを一体化するというような形になります。これは、その考えでは放課後児童クラブの子供たちもそこの放課後子ども教室のほうに参加することができる。そして、これは放課後子ども教室は5時までというふうな時間の計画になっております。児童クラブのほうは7時までというような形になっておりますが、今度は児童クラブに所属している子供たちは5時以降はいわゆる児童クラブのほうに戻るという体制でありますし、その子供たちは、希望する放課後児童クラブの児童は、先ほど申しましたように放課後子ども教室のほうに参加することができるという形になっております。だから、そこには当然一体化が、子供たちの両方が一体化するわけですから、時間になれば引き上げていくという、そういう形でありますよね。だから、親御さんがいなくてそこに参加することは当然できる形になるわけであります。
- ○議長(山崎信義) 6番、仙海直樹議員。
- ○6番(仙海直樹) 承知いたしました。

私若干ちょっと心配といいますか、懸念していることが1点ありまして、先ほどスポーツチャレ ンジ教室あるいはお話ありましたが、柔道、剣道あるいは卓球とかバレーボール、今町盛んに一生 懸命取り組んでおられて、本当に子供たちにふだん経験のできないようなスポーツをやらせていた だいたりとか、そういったところで大変喜んでおりますし、またスポーツをすることによって技術 の上達というのはこれはもちろんなんですが、相手を思いやる心ですとか、そういったチームプレ 一であったりするとそういった心もまた芽生えてきますし、あるいは礼儀作法、挨拶ですよね、そ ういったものでも非常に私効果あると思っております。そういった中で、今大体卓球ですと7時ぐ らいからでしたか、あと7時半ぐらい夜間行っている中で、スポーツ終わって帰ってきますと大体 8時半、8時45分ぐらいに終わるんでしょうか、そういった中でチャレンジ教室を行っている一方 で、小学校はやはり早寝早起き朝御飯というものを推奨している。そういった中で、そういうとこ ろに参加している児童たちはどうしても早寝ができないような現状が生まれてきております。早寝 ができないということは当然早起きもできないわけでございますし、そういったような観点からい たしますと、やはりそういったスポーツ教室等も放課後のほうに実施をしていくのが望ましい形な のかなというふうにも考えておりますし、また帰宅してからのテレビやゲームなどのメディアによ るそういった影響、接触時間というものも減らせるのではないかなというふうに考えておりますが、 その点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○**教育長(佐藤 亨)** 今ほど仙海議員のお話のように、スポーツを通して子供の心身の健全を図る

というその基本的なものの考えは当然そこあるわけでありますが、大事なことはやはり子供の成長の発達段階というふうなことからして、今おっしゃるように時間的な量とか、あるいは時間帯とか、 そういうふうなものが作用してくることを考えます。

今、夜やっているものを放課後のほうに回せないかというふうなお話でありますけども、これは 一番問題は、指導者がそこにつくわけでありますから、指導者が放課後に来れるような、そういう ことをやっていただけるような指導者がそこにあるか、ないか、これはやっぱり大きな問題であろ うと思います。でも、言われますように、その趣旨は大事なことかと思います。いろいろの環境を 考えて設定するのが大事かと、肝要であると考えております。

- ○議長(山﨑信義) 6番、仙海直樹議員。
- 全国的にも子ども教室のほうを調べてみますと指導者の問題がやっぱり一番の ○6番(仙海直樹) 課題になっているというのもあらわれているところだと思います。やはり皆さんお勤めになってい る中で、子供たちの放課後というのは大体早い時間で2時半とか3時半からですので、指導者の確 保というのはなかなか難しくなってくると思いますが、やはりそういったところも何らかのアイデ アといいますか、出して解決していくのも一つの方法じゃないかなと思いますし、学校地域支援本 部ですか、そういったものの連携といいますか、この後髙桑議員のほうから詳しい話あると思うん で、私詳しいお話はしませんが、そういったものですとか、PTAですとか、出雲崎ッズのように 専門の先生でもいいのかななんていうふうにも考えております。そういった中で、出雲崎町、子育 てに関して金銭的な支援はやはり18歳未満の医療費、高校卒業まで助成を拡充したり、小中学校入 学に際しての祝金ですとか、あるいは若者向けの住宅に対する、今定例会にも上程されておるわけ でございますが、こういったところに掛かる助成というものは非常に他の自治体に誇れるようない い制度を私持っていると思うんです。しかしながら、今後はまた、金銭的な支援というのはこれも ちろんなんですが、こういった子育てに対するサポート、支援というものも重要になってくると思 います。それが結果的に定住につながったり、人口増につながってくるんじゃないかなというふう に思いますので、ぜひいろんなアイデアを出していただきながら検討していただくことをお願いし て、最後に教育長から一言いただいて私の質問を終わらさせていただきます。
- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) 基本的に地域の子供は地域で育てるというふうなことがよく言われるわけであります。今ほどいろいろな課題を出していただきました。課題をまた洗い出しながら十分に検討させていただきますし、どのような形でサポートできるか、これからまた大きな課題であるわけでありますけども、結局1つの事業を進めるに当たってはその策がどのような形で有効的に活用できるか、それがまさに効率的な活用になれば一番いいわけでありますし、将来地域の人材として活躍してもらわなければならない現在の子供をしっかりと育てなきゃならん、そういう責務はあるわけでありますので、またいろいろとご協議をさせていただきながら進めて、考えていきたいと思って

おります。

○議長(山崎信義) 以上で6番、仙海直樹議員の質問を終了します。

◇ 加藤修三議員

- ○議長(山﨑信義) 次に、7番、加藤修三議員。
- ○7番(加藤修三) 町の活性化ということで、近ごろやはり買い物をしたときに商品の価格を見て、 支払いのときになると、あれ、ちょっと高いなと感じるのは、これは私だけでしょうか。皆さんも やはり高いと感じる部分があるんじゃないかと思います。ことしの4月に消費税率が5%から8% に引き上げになり、1月から3月期のときは駆け込み需要が大幅に増加しましたが、この4月以降 反動でいろんな自動車、住宅、家電など、個人消費は落ち込みが長引いて抜け出せない状況である というのは事実だと思います。さらに、円安で輸入品の価格も上昇し、家計は増税を含む物価上昇 に賃金の伸びは追いついていかず、実質所得、これは目減りして、中小企業や我々地方では賃上げ の動きが十分に広がっていないのが現状だと思います。11月ですか、11月政府の発表で、7月から 9月期の国内総生産、GDPの実質成長率は年率換算で1.6%のマイナスでしたが、きのうまた下方 修正が入ってマイナス1.9%ということで、2期連続のマイナスということで、エコノミストの市場 調査ではこれがプラスになるというふうな予測でしたけども、大幅にマイナスしたということで、 これもちょっとエコノミストもショックだったように思います。この国内総生産、GDPは、国の 経済力をはかる経済指標の中で最も重要な指標であり、GDPはマイナスで、マイナスでは景気は いまひとつよくなっていないというのが状況だと思います。我々会社にいても、GDPを言ったの は付加価値という形を捉えたものだと思いますけども、売り上げから仕入れを引いて、その中で出 たものが付加価値と、それの総数ですので、私たちも企業にいるときはまず売り上げを上げなさい、 そしたら仕入れを減らしなさい、そして付加価値を上げなさい、1人当たりの付加価値がこれだけ になれば何とか成り立つんだよということを再三言われてきましたが、このマイナスの状態ではな かなか景気がいいという判断にはいっていない状態です。アベノミクスと言われている経済の好循 環は、金融の緩和、それからそれによって企業の収益が増加し、企業の賃金が当然上がる、それで 消費が拡大し、企業は投資、生産の拡大をするという循環の流れですが、これもいまひとつ実現し ていないと、実現しているのは大手というようなとこというふうに私は捉えております。それで、 例えば大手のところの賃上げについても、賃金が上がって消費の拡大なんですけども、これ拡大に ついては輸入品の価格も上昇し、実質所得は目減りし、消費者の節約志向はより強まっているとい うのも事実だと思います。当然また円安に、昔は円安のときは輸出がどんどん増えるという状況だ ったんですけども、これについてはもう企業は円高のときに相当苦しんで、海外にもう移転したた めに海外で物を調達するということで、実質的な輸出は増えておりません。じゃ、私たちの状況は どうかということで、朝日新聞の11月の初めでしたか、世論調査で、消費税率が8%後の家計への

負担についての調査では、重いが16%、やや重いが54%と、全体の70%の家庭において家計への負担が重くなっているという状況でもあります。また、県商工団体連合では、小規模業者を中心に商工業者を対象に行った消費税率8%に税率を上げたその影響で売り上げがどうなったかということで、回答は6割以上が売り上げが減ったというような状況であります。

そこで、それに増して急激な円安が加わり、2012年のときは大体為替が80円台だったと思いますけども、それが今は120円から121円と急激な円安になっております。ここで円安になって、大企業や自動車業界については利益が過去最大、そして数兆円の利益が出たと景気のいいニュースが入っておりますが、地方や中小企業においては何ら景気のいいニュースは入っておりません。家計への影響は、円安により……

- ○議長(山﨑信義) 加藤議員に申し上げます。質問を端的にお願いいたします。
- ○7番 (加藤修三) わかりました。ここで景気がよくなっていないという中で、我々給料も上がっていない、年金支給も上がっていない中、消費税の増分と物価上昇分と支出ばかりが膨らみ、日常生活も非常に厳しい状況にあり、家計への負担がどんどん重くなり、消費が落ち込む。このような節約志向の中では、町に活力はなくなってきております。当町においても、数軒お店を閉めた状態で非常に寂しくなる一方でありますが、このような状況の中、消費をより活発にするために町の商品券の発行、それと灯油等の光熱費を支援し、町を活性化するためにこのような考えはないのか町長に伺いたいと思います。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 前段におきまして、加藤議員さんから今の日本経済の流れについてのご説明あったわけでございますが、やっぱり来し方を考えましても全て満月のごとく満ち足りることはございません。やっぱりマイナス要因もあれば、プラス要因も出てまいります。かつてのバブル崩壊あるいはまたリーマンショック、そういう厳しい状況の中におきまして、今いろいろのるるご説明ございましたが、ようやく、確かに円安、110円程度が妥当だなというものが今120円になろうとしている。その辺の円安是正はまたこれから出てくるでしょう。しかし、いずれにいたしましても、景気は確実に私はやっぱりよくなっている。私はこれまで申し上げているんですが、日本のいわゆる一般会計の税収も17年ぶりに51兆円を超えたと。これは、やっぱり景気がよくなって、いわゆる企業が利益を出して税金を納めているから、税収が伸びたんです。やっぱりそういう税収が伸びたことによってそういう流れを今度は、都市から地方へと流れを変えようとするのがこれからなんですよね。だから、全てマイナス要因、マイナス要因じゃないんです。やっぱり明るい要因も出てくる。その中において何をすべきかということを考えてやると。常にマイナス思考じゃマイナス、マイナスです。やっぱりマイナス思考の中にプラス思考をいかに求めるか、これ大事なんですよね。そういうことを強く考えていきます。

さて、商品券の発行ですが、これにつきましては過去私たちも数度発行してまいりました。これ

は商工会や商工業者が主体となって、私たちも協力してまいりましたが、率直に申し上げまして、 商品券を発行したことによるプラス要因、いわゆる評価もいただきました。一方においては、いわ ゆるいろいろな課題も出てまいりました。そういう中において、今加藤議員さんのおっしゃる商品 券の問題です。私たちも加藤議員さんの事前通告を受けまして、商工会に議員さんからのこういう 発言がある、あんた方はどう対応されますかと。非常に問題を抱えています。私は、やはりこの商 品券発行については、商工会、各種業者あるいは商工会のそれぞれの会員の皆さんがどうこれを受 けとめるか、プラスとして受けとめるのか、あるいは労多くして益なしとするのか、この辺の見き わめです。私は、率直に申し上げます、会長あるいは局長にこういう加藤さんの前向きな発言があ る、これについてあんた方どうするのか。我々としては、町としては全面協力しますよということ を申し上げた。しかし、これについては今結論は出せない、もうしばらく時間をかしてくれと、次 なる理事会なり、いろいろ懇談会の席上で皆さんの意見を徴しながら結論を出したいということで す。そういうことですから、町の姿勢としては前向きであります。商工業者のほうで積極的に対応 したいと。やってくれと。もう幾らでも協力します。そういうことを前提に、今商工会とのすり合 わせをしながら、要は商工業者がどう考える、単なる与えられるもんじゃなくて、自らそれをつか み取る姿勢が必要なんですよね。それ生かしてこなきゃ。町は幾らでも協力します。そういう意味 で、主体性をとる商工会、業者がどう考えるか、これから結論は出ると思います。出た暁において 私は全面的に協力していきたいということを申し上げておきます。

- ○議長(山﨑信義) 町長に申し上げます。燃料費の支援も質問になっていました。ご答弁願います。
 - 町長。

○町長(小林則幸) 失礼しました。燃料費の問題ですが、かつて私たちも単独で平成24年度、灯油等いろいろ町単独でも助成してまいりました。それなりの効果を認めておるわけでございますが、今加藤議員さんがおっしゃるように円安等々による燃料費も。燃料は、OPECが今回景気はいわゆる中国なり、そういうものの景気が低迷をしておるということによって原油価格がどんどん下がっているんです。そのことによってOPECは先般の総会において増産をするかあるいは減産をするか、あるいは現状維持でいくかと。結果的には現状維持と。それによってまた原油が下がりました。そういう意味で、私もこの前灯油買ったんですが、つい3カ月前からリッター10円違いました。ガソリンもそうです。下がっているんです。しかし、これはこれからどうなるかちょっとわかりませんが、いずれにいたしましても今加藤議員さんがおっしゃるように非常にこれによりまして燃料高騰による影響が出ているということで、どういう考えかということでお尋ねいただいていますが、今衆議院選挙が戦われておりますが、街頭において当初はこの結果によって、結果というよりも、その公約の中で今この現状を踏まえてそういう燃料費なりいろいろの面についての国として対応をしたいということを申し上げています。皆さんお聞きになっていると思います。そういうこともあ

りますので、私は、間もなく選挙結果出ますが、公約は公約ですから、必ず実行すると思います。 そうなったときに、国とそれじゃ町がそれをどういうような形の中の整合性をとって対応するかと いうことが問題が先にちょっとぶら下がっておりますので、しばらくお待ちをいただいて、選挙の 結果、果たして補正等で直ちに対応するかどうか、その辺を見きわめながら加藤議員さんのおっし ゃる趣旨に沿って進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 7番、加藤修三議員。
- ○7番 (加藤修三) 町長が今景気がよくなってきていると。私も大企業のほうについてはもう景気 はよくなっているというふうに理解しています。その辺で、トリクルダウンということで地方とか 2次、3次下請に来るにはだんだん、だんだん時間がたたなければ景気はよくなってこないという ふうに理解しておりますけども、その間やはり、それにはやっぱり時間はかかるということで、や はり今消費税率が上がった分と円安で商品の価格が上がった分、これらについては何か少しフォローアップができて、その中で町長言われたように商工会、町としてはやる気がある中で商工会との 最後話し合っていかなけりゃいけないということですけども、先回やったときにやはりいろいろ問題点はあったと思いますけども、その辺をいろいろ話し合った上でどこが、問題点をどうクリアすればまた町民にとってプラスになるような要素はあるのかということを再度検討していただきたいというふうに思っておりますし、灯油等の光熱費については先ほど言ったちょっと先のほうで状況は国のほうが言う中で整合性を見ながら進めていくことでしたので、それについてはその結果を見た上でいい結果が出るような対応ということをお願いしたいということで、この質問は終わらせてもらいます。

次に、ふるさとのつながりを強化ということで、10月の23日、町の総合計画審議会視察研修で、定住促進に関する取り組みについて小川村に行ってきました。小川村も研修1カ月後に長野県北部の地震がありまして、家屋倒壊したりという被害がありましたけども、早い復旧を祈っているものであります。ここはおやきが有名で、おやきの庄では地元高齢者を雇用し、入社は年齢60歳からということで、定年なしということで、いろいろなメディアが視察したり、放映したりいろいろやっておりました。そのほかに村営住宅の建設や子育て支援を積極的に行い、移住者も年80人ぐらいと増えていることで、これもテレビで取り上げられたりしておりました。その中で、定住対策事業の一つとして同級会助成金事業があり、村とのつながりをより強く持ってもらうために、村の学校を卒業後村内で同級会をするための費用を助成するというものがありました。我が町においても、学校を卒業後県外に出た同級生や友人等が故郷に集まる機会は町の大祭やお盆、夏祭りの時期が多く、この時期に同級会などを開催することが多いと思いますが、しかし同級会場は残念ながら町ではなく、ほとんどが弥彦、岩室、それと湯沢等でやるのが現状であります。このようによそに出て町にお金が落ちない状況の中で、やはり出雲崎を見て、出雲崎で泊まって、出雲崎で食べて、飲んで、買い物をして、町が活性化するためにできるだけ町内で同級会を行い、懇親会では人口減少問題や

Uターンについて話し合って故郷の思いをより感じ、定住化も考えてもらうようにしたいものであります。現に定年で何人か私の同級生は戻ってきていますが、やはりまたその中で戻りたいという人もいますが、情報が非常に少ない中、このように同級会などを町内で行い、それにかかわる経費を一部助成する考え、これについてはいかがと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) ただいまの加藤議員さんの同級会助成につきましては、全くご提案に対しては前向きに検討してまいります。確かにこの正月あるいはお盆に帰省されて同級会あるいはまた同窓会等々を催されておるわけでございますが、私は本当に非常に結構なことだと思います。さらに、これから考えられますことは、古希、還暦あるいは傘寿、いろいろな人生の節目があるわけでございます。そういう中に当町でそういう企画をして、それらのふるさとを離れた方々がお戻りになってそういう会を開かれるならば、町としては全力的に協力してまいります。ただし、これにつきましては、内容等についていろいろケース・バイ・ケースがございますので、町としては全面的に協力しますが、それじゃその主体性を観光協会が持つのか、町が持つのか、町は全力応援しますから、もうぜひ私はやっぱり今のご提案は前向きに受けとめて、できるだけ地元でひとつ開催してもらうように町としても積極的に応援してまいります。また、その内容につきましてはいろいろ検討して、場合によっては新年度で当初予算で計上させてもらいますので、また皆さんからご審議をいただきたいと思います。
- ○議長(山﨑信義) 7番、加藤修三議員。
- ○7番(加藤修三) 前向きに検討していただくということで、新年度からの対応ということも検討していただいているようですが、実際我々も来年また同級会をやる形になりますが、このとき町にいる者といろいろ話した中で、やはり町の中で多分入り切らないと、その集まる場所に、言いながら、我々やっぱり町民も、いや、我々はもう廊下でもいいんだと、みんな来てもらった人に、来て町に金を落とせというような形で、結果的にはそういう形で我々も進めていますので、こういうことがやっぱり町民と行政と一体になって、みんなで町に金を落として活性化しようよという形を町民も含めて対応していただければというふうに私も思っておりますので、ぜひ実行のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(山崎信義) 以上で7番、加藤修三議員の質問は終了しました。 この際、しばらく休憩します。

(午前10時34分)

○議長(山﨑信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◇ 髙 桑 佳 子 議員

- ○議長(山﨑信義) 日程第1、一般質問を続けます。4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) それでは、私のほうから出雲崎町の防災教育について、通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

東北の大震災で20メートルを超える津波が襲った釜石市では、小中学生2,931人のうち学校を休ん だなどして残念ながら5人の子供たちが亡くなりましたが、それ以外の2,926人の小中学生が津波か ら逃れたといいます。その生存率は何と99.8%。この子供たちの体験は釜石の奇跡と言われ、危機 対応のモデルケースとして大変注目を集めました。しかし、これは奇跡ではなく、2004年から8年 間にわたって続けられてきた防災教育で子供たちが身につけた対応力が想定外を乗り越えさせたも のといいます。想定にとらわれないこと、自身が置かれた状況下で最善を尽くすこと、率先避難者 になること、たたき込まれたこの避難3原則を子供たちは実践し、さらに周囲にいた大人たちの命 をも救い、大人顔負けの想像力や判断力で危機を乗り切ったのです。私たちは、いざそのときにほ かの人の指示を待つことなく自分自身の判断で想定にとらわれず率先避難者として行動できるでし ょうか。出雲崎小学校、中学校の子供たちは、待つことなく自ら生きるためにその状況下で最善を 尽くしてくれるでしょうか。釜石市の子供たちに徹底した防災教育を指導されたのは群馬大学の片 田教授ですが、防災教育において一番重要なことは自らを自らの命を主体的に守る姿勢を身につけ ることだと言っています。日本は、地震、津波だけでなく、台風や大雨、大雪、洪水や土砂災害、 火山の噴火、そして原子力災害など、想定外の大災害がいつ起こってもおかしくない時代になりま した。防災教育について、これは防災だけでなく子供たちの生きる力、協力して頑張る力、たくさ んの力をつけることにつながっていきます。私たちは、やはり過去の事例に学ばなければいけない と思います。これからを生き抜くために徹底した防災教育は当町においても最重要課題であると考 え、防災教育について、まず1つ目ですが、当町の小中学校で行われている防災教育の現状につい てを教育長にお聞きしたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) それでは、ただいまの髙桑佳子議員のご質問にお答えいたします。

近年地震、津波や洪水等の自然災害が多発している中で、子供たちの命を守るための取り組みが 重要な課題となっておることは十分に認識しているとこであります。高桑議員からもただいまお話 がありました平成23年3月に発生しました東日本大震災では、いわゆる釜石の奇跡、これは、それ が起きた経緯今お話しされましたけども、やはり訓練と意識が一体となった奇跡でもあると、その ように考えております。しかし、そのほか多くの子供たちが犠牲となった経験から、子供たちに自 然災害等の危険から自らの命を守り抜くための主体的な意識と行動を根づかせることが強く求めら れておるとこでありますし、このことについては私も大事なことと受けとめております。そのような中で、当町の小中学校の防災教育でありますが、現在本年2月に県から示されました新潟県防災教育プログラム、今手元に持ってきておりますけども、こういうふうな形の冊子でありますが、それにあとビデオ等が入っているようなものでありますけども、このプログラムを活用しつつ、出雲崎小学校、出雲崎中学校の自校の防災教育計画に基づいて実施されております。小中学校とも1つには火災避難訓練、2つ目には地震、津波の避難訓練、3つ目には不審者対応の訓練を中心に行っているとこであります。大体このことについてはどこの校も一線、同じような形ではないかと考えておりますが、これらの指導や訓練の防災教育を通して、目指す子供たち、児童生徒の姿はどういうふうな形であるかというふうなところに最後にまとめたいと思いますが、1つには自分の命は自分で守るという姿勢や率先して安全を確保するための行動の育成、2つ目には災害及び被害の特徴や災害、防災についての基本的な事項を理解する、3つ目には災害の発生時及び発生後に地域の人たちの安心、安全体制、進んで役に立つことができる態度の育成、こういうふうなものを目指しておるとこであります。

以上であります。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(髙桑佳子) 今出雲崎では、小中学校、避難訓練を中心に防災教育をやっておられるという ことでした。出雲崎だけでなく長岡市内、柏崎市内を見ましても、大抵がその今おっしゃった火災、 不審者、地震ということで、3回の訓練を想定して実施されていると聞いております。その振り返 りや安全マップをつくるようなこともその後にはやっているようでございます。私も警察の方を招 いての不審者対応の具体的なものを受けたことがありますが、その中のちょっと例をとって言いま すと、例えばまず不審者に会って何か危害を加えられそうになったこと、まず逃げることが先なん ですけれども、まず助けてと大声を出すように、私どももそうですし、子供たちも教えられます。 でも、実際突然に危害を加えられそうになると、普通の人はすっと息を吸ってしまって声を出すこ とができない。出なくなるんです。とっさのときに大声で助けを求める、それだけのことが実はと ても難しい。でも、それをわかった上で声を出すように訓練をすれば、練習をすれば幾らかは出せ るようになるわけです。例えばさすまたというものがありますけれども、そのさすまたも使ってみ て初めてわかるんですが、生半可な使い方では簡単にねじり上げられてしまう。こういうようなこ とも、これがあるからいいということにもならないわけです。やはり頭でわかっていても、実際に やって動いてみると初めてわかることというのはとても多くあると思います。釜石市で行われた防 災訓練は、非常事態に置かれたときに自身を、自分自身で考えて行動ができるような教育でありま す。これからは、より具体的で実践的な防災教育を取り入れていくべきではないかと、そういうふ うに考えます。それにしても全国でもいろいろな取り組みが行われていて、防災教育チャレンジプ ラン、これは防災にかかわる能力の向上を図るために防災教育活動の情報提供の場として運営され

ているサイトですが、これなどを開きますと実に多くの実践事例が載っております。学校で今このような実践事例を参考にしましても、どのような防災教育に取り組むかということを検討するにはもちろん課題も多いと思います。教育長のほうで課題についてはどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか、お聞きいたしたいんですが。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) 現状の課題というふうなことであろうかと思いますが、今ほど髙桑議員が言われたいわゆる大声をかけて逃げるけども、実際にその場面で本当にそれができるかどうかというふうな問題、これは私もやっぱりそう思います。知識を受けたという知識とその行動が何か一体とならない、ギャップがある、そういうふうなところは現実なとこではないかなと。これは大人もしかりでありますが、そういうところを何とか訓練で課題解決していかなきゃならんと、そういうふうなところもあります。

それから、2つ目には、いろいろ内容のお話をされましたが、確かに、後ほど2つ目の質問のところでちょっとお話ししようと思っておるんですが、いろんな形で今の現状に甘えることなく、やはり想定したものを十分に想定して、訓練の内容にその方法やら、それを取り入れていかなきゃならんな、そういうようなところを十分に感じております。2つ目のところで具体的にお話しさせていただきたいと思っています。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 課題についてお話をいただきました。今それにしましても学校現場でやらなければいけないことはとても多くて、わかってはいてもなかなか取り組めない現実もあるのではないでしょうか。

そこで、2つ目の学校支援地域本部事業についてでございますが、これは学校を支援するために学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織で、地域につくられた学校の応援団としての位置づけと聞いております。今までも地域ボランティアの協力はずっとあったわけですが、この事業はその取り組みをさらに発展させて、地域コーディネーターの方を中心とした組織的なものとし、より効果的な学校支援を行おうとするものです。さらに、この活動を通じて地域の方々の生涯学習、自己実現、生きがいづくりにもつながり、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てていくというものですから、私は今ここでこれを充実させない手はないくらいに思っています。そうすれば、防災教育に関しても消防署を例えば退職された方、消防団員の方など、知識をお持ちの地域の方にご協力をいただきながら進めていくことが可能になるのではないでしょうか。当町では、既に組織としては発足しており、コーディネーターの方も動いておられますが、声がかかれば動くというふうで、つながった動きにはなっていないように聞いております。

そこで、もう一度お聞きしたいんですが、当町の学校支援地域本部事業は今現在どのような活動

をし、これからどう計画されているのかお聞かせください。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) 髙桑議員さんもこの学校へのボランティアの形で入っていただいておりますので、もう十分ご承知のことかと思っております。現在は学校支援地域本部というような形がなされておりますし、ボランティアの方々が入っている。例年、ここ数年1年間に小学校は延べ500人ほどの地域の方々が入っていただいております。本を読んで、読ませて、読み聞かせの方がおったり、調理のほうをやっていただいたり、あるいはまた読書のほうの、整理まではちょっとわかりませんけども、そっちのほうの関係とか、俳句教室をやっていただいたり、あるいは産業というふうな面で廃棄物の話をしていただいたり、いろいろの方々が入っていていただきます。米づくりにしてもそうですし、非常に延べ500人というような数はなかなか全国広しといえどもそうあるもんではないかな、もちろんもっと活動しているところは十分にあるかもわかりませんけれども、それほどの方が地域の方々からは入っていただいている。そのことには本当に感謝の気持ちでいっぱいですし、学校が地域の人々によって守られているんだなという、そういうような思いをいたしております。そういうふうな活動でありますが、今ほどの話のように防災教育に的を当てた学校支援はなされておりません。これからのまた一つの提起される問題ではないか、そのように考えております。
- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) この延べ500人というのは、私も大変この地域が小学校を大切に思っていることのあらわれであると思っております。感謝しているところです。

この地域支援本部についてもう少しご質問させていただきたいんですが、県内には幾つかモデル校がございまして、例えば新潟市内の例では学校内に、校内に支援地域本部専用の部屋を設けてあり、地域コーディネーターの方が常駐していて、先生やボランティアの方々といつでも打ち合わせができるような体制を整えているというところもあるそうです。その話を聞きましたときに、当町もぜひそうありたいものだと思ったんですが、地域ボランティアの方々にもたくさんの参加をいただいておりますが、それこそいろいろあります。登下校時のパトロールや立哨指導をされる見守り隊、絵本の今おっしゃった読み聞かせ、食に関しては例えば農村地域生活アドバイザーの方たちもそうですし、総合学習にかかわってくださる方もおられます。たくさんの地域の方々が生涯学習としてあるいはそれぞれの得意なことを生かしてかかわっていける体制をもっと強化する必要があるのではないでしょうか。そして、その中から次のコーディネーターの方たちが育っていくのではないでしょうか。

もう一つ、町内には子供たちにかかわることに関してはほかにもいろんな団体がございます。例えば、先ほどもお話がありましたが、放課後児童クラブ、仙海議員の一般質問にありました放課後子ども教室、公民館事業のスポーツ教室等で指導されている方たち、例えばちゃんちゃこちゃんもそうでしょうし、NPOのサプライも子供たちを対象とするイベントを企画しています。計画中で

すが、来年度から実施される国の子育で支援新制度あるいはグリーンツーリズムの実行委員会など、まだまだいろいろあると思います。これらの団体は、子供たちのよりよい成長を願い、地域が元気になることを願うという気持ちは一緒だと思います。また、重複して所属されている方もおられます。そういった皆さんがそれぞれの活動を持ち寄り、年に1回くらいは連絡会のような形で顔を合わせ、それぞれの活動内容やこれからの計画などを報告できる、そういう会があってもいいのではないかと思います。お互いの活動がわかり、幅が広がるいい機会になるのではないでしょうか。ぜひこのいろんな団体の方たち、限定されずにそういう顔合わせ会のようなものをぜひ企画していただきたいと思っておりますが、そういうことについてはいかがでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 教育長。
- ○教育長(佐藤 亨) その前段のほうの話で、ボランティアの方々が常駐して教室で打ち合わせをするというふうな、そういういわゆる場所を設けたらどうかというような話で、出雲崎小学校ではいずれにしてもチームティーチングで担任と英語であれば英語のもう一人の方が入っていただくなり、必ず打ち合わせをやっております。そのようにやはり学校に入っていただく方々も当然その担任と打ち合わせを十分するような時間も必要ですし、場所もやはり必要かと思っておりますが、今ご意見を伺いますとそういうふうな場所が十分でないというふうなところもあるように思いますので、それについてはまた学校のほうに話をしておきたいと思います。

そしてまた、町の各団体等の連絡会というふうなことを密にすることによって、子供たちもあるいはそれに対応する大人たちも活性化を生むというふうな話をされました。まさにそのことかと。 そのようなことを本当に、大事なことであろうと思っております。これについては、学校機関とのまたそういう話し合いというものが、時間設定あるいはどのような形でできるかということはまた学校の問題としていろいろあると思いますので、話は通しておきたいと思います。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) ぜひそういうものを開催できるといいなと思っております。

10月に開催された子ども・子育て会議では、地域ぐるみで子育てをしていく出雲崎の基本理念というものをみんなで考えました。そして、出てきたのが「輝く瞳の出雲崎ッズ、つなぐ手輪になれ良寛の町」、私たちがやりたいこと、そうありたいことを的確に表現しているすばらしいものができました。この基本理念のように、地域やそれぞれの組織がお互いに手をつないで輪になって子供たちの成長にかかわり、見守っていきたいものだと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。女性消防団についてでございます。この女性消防団については、平成24年6月の議会で一般質問、仙海議員が機能別消防団の一つ、予防広報団員という形で聞いておられます。「これから女性の力に期待して女性団員は必要と考える」というご答弁でしたが、当町においてはまだまだその機運が高まってこないのが実際のところでございます。

新潟県内では、26年4月の段階で30ある消防団のうち24消防団で女性の消防団が結成されているそうです。各方面隊の本部付として平常時は高齢者住宅や一般家庭を訪問しての住宅防火、救命講習等の指導など、ソフト面での活動が主な業務とされているようです。予防広報にしろ救護や後方支援にしろ、女性隊員ならではのきめ細やかな配慮のある活動が行われているようでございます。当町においても、今後どのように進めていくのか具体策を考えなければならない時期に来ていると思うのですが、町長はこの件につきましてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長(山﨑信義) 町長。

今髙桑議員のご質問の中にもございましたように、確かに私どもの記憶の中で ○町長(小林則幸) 平成24年度一般質問を受けた中における女性消防団の果たす使命というものに対する理解とひとつ 期待感を持っての答弁をしておりますが、若干今状況は私は変わっております。率直に申し上げま して、今出雲崎町消防団、定数170名ですが、その170名を確保するにきゅうきゅうとしておるとい うのが現状であります。しかし、そういう中において、今髙桑議員さんの消防団の活性化、その中 における女性消防というものに対するご提案をいただいたことは、前向きな発言として本当に満腔 の敬意を表します。ただ、反面、果たして今の現状の中で、この消防団の使命と、そこに従事する 女性の方々を確保することができるかどうかということに大変私は一つ大きな山、懸念を持ってお ります。そういう中において、強引にこの女性消防団を結成することによって、その後の組織の維 持あるいは継続性というものを考えたときに、非常に私は若干の心配を、不安を持っております。 特に今盛んに言われておりますことは、20歳から39歳の女性の皆さんが地方から本当に半減をして だんだん少なくなっておる、そのことがいわゆる地方自治体、523の自治体も人口減少によって消滅 するんじゃないかと言われております。そういう観点からいたしますと、果たして女性消防団とい う方々をこれから確保して、そういう組織をつくることが可能かどうか非常に疑念を持っておりま す。これにつきましては、消防団の団長以下幹部の皆さんともいろいろ協議をしておるんですが、 やはり同じ懸念を持っておられます。そういう意味におきまして、私はやっぱりこの消防団という ものの組織あるいは今後の、いわゆるいろいろな問題点を抱えておりますが、動き等々については、 やっぱり基本的には出雲崎町消防団団長以下幹部の皆さんもおられます、そういう皆さんに非常に 大きなまた使命感を持って活動していただいておるわけでございますので、この女性消防団という ものについて意見を十分徴しながら、また今髙桑議員さんのご提案についても、髙桑議員さんから も具体的ないろいろな一つの女性の立場においてこの消防団の確保というものはどのような形でで きるのか具体的にしっかりと詰めていかないと、単にいいことだと飛びついて後の継続性が保たれ なかった、組織を継続できないんだとなってまいりますと大変大きなまた問題も生じようかなとい うふうに思っておりますので、私は今この女性消防団については団の幹部の皆さんあるいはまた髙 桑議員さんがもっと具体的にどういう人たちを糾合して、どういう人たちを中心に組織をするのか というようなことについてのまたご提案をいただかないと、今の段階で、いや、大変すばらしいこ

とだと、直ちにそれに着手するというわけにはまいらない。十分考察をしながらこの問題に対処してまいりたいと思っています。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 町長のお考え承知いたしました。確かに私も今の状況でその女性消防団を募集 するということにはかなりのリスクも無理もあるなということは承知しております。ただ、単に女 性に限らずに町全体でこの消防団を考えたときに、私は今のままでどうなんだろうという部分が女 性の立場から1つ申し上げたいことがございます。実は先般女性だけで集まったときに、私はその 女性消防団というのはどうかという話を出しました。そのときには、これから近隣見ても女性消防 団は必要になるだろうねということは皆さんのそれぞれ一致した意見でした。それはそうなんです が、話が進んでいくと実に消防団の活動についてはほとんど何も知らないというのが実情です。例 えば、消防団ってまるっきりボランティアじゃないのと報酬についてあるいは退職金などについて も制度をまるで知らなかったり、でもホースを持って走るのってちょっと無理よねと、できるかし らと操法をやる気でいたりと、そういう話をしている私にしても実は昨年まではほとんどそういう ことを知りませんでした。つまり出雲崎町の女性たちは、消防団の活動についてはほとんど知らず、 理解がない。理解がある人もそれは個人差はありますけれども、そういうことは全般的に言えるの ではないかと思っております。今町の安心、安全を頑張って守っている消防団の活動を知ってもら うこと、その中で女性団員という声も出てくるのかもしれませんけれども、女性は出雲崎以外の町 村で団員はどのような活動をしているのか、そういうような制度なり、活動なりを知ってもらうこ とがやはり必要なのではないでしょうか。それによって今の消防団の皆さんの活動もより動きやす いものになっていくのではないかと考えます。いろんな啓発があると思うんですけれども、やはり そういうことを具体的に策を決めてやっていかないと、今のまま団員確保に苦しみながらもそこそ こ頑張っていく、そして町の安全、安心、皆さんの安心を守っていくということはやっぱり難儀だ と思うんです。そこにやはり協力は得られるのであれば、これはまた少し活動も楽になってくるの かなと、そういうふうに思いますので、そういう広報について町長はどのようにお考えかお聞きし たいと思います。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 私は、具体的に申し上げてお叱りを受けるかもわかりませんが、今の時代は何もかにも包含をしてやるというんじゃなくて、しっかりとすみ分けをしなけりゃならんと私思っています。先ほどあなたのご質問のように、それぞれの団体、それぞれの皆さんが1つの役割を持っているんですよね。だから、私はハード的な面の防災なり、そういう面については今の町の消防団にお任せをいただいて、また側面的なご支援をいただく。女性の立場は、そうでしょう、本当に今男女機会均等とはいいながら、おおむね若干は女性の、いわゆる皆さん方のいろいろな、一つの家事なり、いろいろな負担は軽減されています。しかし、本当に私も家族、いろいろ立場を見ており

ますと、本当に家事から、育児なりあるいはいろいろな雑用がたくさんある。本当にかつての時代 とは違って、女性の負担は軽減されておりながら、なおかつ我々がかいま見えない大変な負担をし ているんです。そういう皆さんにさらにそういう負担を、私は余り賛成ではないんです。私は、女 性としての果たす役割はある、先ほどの。年寄り見守りあるいは私は皆さんに申し上げた、私はこ れからの地方創生の中におけるいわゆる高齢化を迎えている中における長寿寿命をいかに延ばす か、そういう大きな課題もあります。さらに、いろいろな意味でのいろいろな地域において見回り まして活躍していただくあるいは民生委員の皆さん、大抵女性ですね。大変なんです。本当に私は 民生児童委員の皆さんに頭が下がる。よくやっていただく。それだけに大変厳しいんです。そうい う、しかし厳しいといいながら、その皆さんは本当にそれなりの活躍していただいている。これは 女性であるからこそです。私は、何もかにも一緒くたにして、もう全部包含してやるというのは今 の時代じゃないと思う。私はすみ分けをすべきだ。女性としての果たす役は何だ、お願いしなけれ ば、たくさんございます。消防団まで私は入ってくれということは、私の個人的な見解ですよ、そ こまで私は要請はできない。果たしてこれにどう答えが出てくるか。私は、逆に女性としてやって もらわなきゃならない仕事はたくさんございます、そういう面に向ける。防災とか、そういう職場 は男性に任す。あんたがやれ、俺はそのかわり側面的にそういう大事なところをやるんだ、そうい うすみ分けをしていかないと、何もかにもやるというのは、これはちょっと私は今の時代にはそぐ わないと思う。私は、はっきり申し上げて女性消防団の結成には私自体は余り賛成ではないという ことだけ申し上げておく。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 町長のお考えお聞きいたしました。しかし、私思いますのに、昼間やはり男性の方がいない日中いろんな災害が起こった場合に、女だからできないということはやはりおかしいと思うんです。やはり防災にしろ何にしろ、女性は女性の役割があることは十分わかっておりますけれども、すみ分け過ぎることによる弊害というものも考えなければいけないのではないでしょうか。やはりそういう男性の方たちが仕事に行く、いらっしゃらない、手薄になるときに、それこそ女性の力というのは、あるいはお年寄りの力、そういうものも必要になってくることは十分に考えられるわけです。余りに全てを分けてしまうというのは、私自身はやっぱり危険ではないかと思う部分もございます。今のところ、女性消防団については出雲崎町ではまだお考えがないというふうに理解いたしましたけれども、でも防災に関しての意識は男性も女性も関係なく、人としてやっぱり持たなければいけないものですし、やはりこれから考えていく中で、例えば家でお父さんが消防団に入っていると、じゃ頑張ってきてね、行ってらっしゃいと、そこの理解のところでもやはり消防団ということの活動は理解することが必要なのではないかと私は思っております。これからやはりいろんな形で消防団の方たちには活躍をいただかなければいけないんですが、いずれやはり全体での防災を考えていく、そういうことはこれからも必要だと思いますので、そのように進んでいか

なければこれからの町は守っていけないのではないかと私は思っております。今後のことをお願い して、私もこれで一般質問を終わらせていただきたいと思います。 以上です。

○議長(山崎信義) 以上で4番、髙桑佳子議員の質問は終了しました。 これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(山崎信義) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午前11時23分)

第 3 号

(12月12日)

平成26年第6回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成26年12月12日(金曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する等の条例制定について
- 第 4 議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例制定について
- 第 5 議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 6 議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 制定について
- 第 7 議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 8 議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について
- 第10 議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第70号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第13 議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第16 議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第17 議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第18 委員会の閉会中継続審査の件

第19 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(9名)

2番 中野勝正 1番 宮下孝幸 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 田中政孝 加藤修三 5番 7番 三輪 8番 諸橋和史 9番 正

10番 山崎信義

○欠席議員(1名)

6番 仙海直樹

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 林 則 幸 副 町 長 小 林 忠 敏 教 育 長 亨 佐 藤 会計管理者 小 嘉代子 田 総務課長 正 志 Щ 田 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 産業観光課長 田 誠 建設課長 馨 玉 沖 教 育 課 長 栄 山 田

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 田中宥暢

 書
 記

 佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長(山崎信義) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長(山﨑信義) 諸般の報告をいたします。

6番、仙海直樹議員から、本日の会議の欠席の届け出がありましたので、報告いたします。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて

議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関す る条例の一部を改正する条例制定について

議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関 する条例及び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅 費に関する条例の一部を改正する等の条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第1、議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する等の条例制定について、以上議案3件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案3件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、4番、髙桑佳子議員。

○総務文教常任副委員長(高桑佳子) 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。委員長欠 席のため、かわって副委員長の私が報告させていただきます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案3件について、その審査が終了 しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査は、12月10日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について 報告いたします。

初めに、議案第60号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、職員の給与の引き上げは法律に基づいて行っているのかと質疑があり、法律ではなく、人事院勧告による国の制度に倣って行っている。また、改正の度合いについては地域格差があり、本県は県の人事委員会に倣って行っていると答弁がありました。

次に、議案第61号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び出雲崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する等の条例制定に ついては、条例の施行により新たに教育長が選任されたとき、現在の教育委員長はどうなるのか。ま た、教育委員会の委員の人数に変更はないのかとの質疑があり、新たに教育長が選任されたときに教 育委員長は教育委員として残任期間を務めることになる。また、教育委員会委員の人数は現在5人 で、委員の互選により教育長が選任されるが、条例の施行後は教育長が独自に選任されるために、 教育委員会委員の人数は4人になると答弁がありました。

慎重審査の結果、3議案とも全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。 以上、総務文教常任委員会報告とします。

○議長(山﨑信義) 髙桑副委員長に申し上げます。

今漏れておりました議案第60号の結果について、確認いたしますけれども、話の中で「本町」と 言うべきところを「本県」と。言い間違いだと思うんですが、確認します。

4番、髙桑佳子議員。

○総務文教常任副委員長(髙桑佳子) 大変失礼いたしました。

議案第60号の答弁の中の文章のところを訂正させてください。

○議長(山崎信義) ただいま60号の「地域格差があり、本町は」と言うべきところを「本県」と間 違ってお話ししたということであります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第60号を採決します。

議案第60号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号を採決します。

議案第61号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

- ◎議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
 - 議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例制定について
 - 議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例制定について
 - 議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
 - 議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について
 - 議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 指定管理者の指定について

○議長(山崎信義) 日程第4、議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例制定について、日程第5、議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業 等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第6、議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第7、議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について、日程第8、議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定について、日程第10、議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第70号 指定管理者の指定について、以上議案8件を一括上程とします。

ただいま議題としました議案8件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経 過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長(諸橋和史) 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、12月10日午前9時30分より役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について 報告いたします。

初めに、議案第63号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでは、国の基準に準じた条例制定か、また記録保存の5年間の期間設定について質疑があり、いずれも国の基準に沿った条例制定と答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでは、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでは、国の基準に準じた制定か、放課後児童クラブと子ども教室の関係、開催場所等についての質疑があり、国の基準に準じた制定であり、放課後児童クラブと子ども教室は児童の参加資格が異なる。開催場所は、国の推進プランをもとに今後決定していくが、支援計画に沿って体制をつくっていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号 出雲崎町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてでは、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでは、出産育 児一時金の総額は変わらないのかとの質疑があり、総額に変更はないとの答弁がありました。 慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例制定についてでは、住宅購入に当たり、150万円と100万円の支援金の差は何か、何年以内に申し込めばよいのか、入居後10年以上経過した場合はどうなるか等の質疑があり、150万円は石井町住宅の入居者が石井町住宅を入居から10年以内に購入した場合に特化した制度になっている。100万円は石井町住宅の入居者やひまわりハウスの町外からの入居者が新たに住宅を取得した場合は、一般住宅取得の基準に準ずると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてでは、ひまわりハウスの退去年齢について事前周知が必要ではないかとの質疑があり、子育て世代を対象にしているので、子育てが終了した世帯については入居者が困らないように対応するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてでは、指定管理者の指定募集はほかの業者は知っているのか等の質疑があり、指定管理者は現在1社指名を実施している。指定管理者がかわる場合は広く公募していくとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長(山崎信義) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第63号を採決します。

議案第63号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号を採決します。

議案第64号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号を採決します。

議案第65号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号を採決します。

議案第66号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号を採決します。

議案第67号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号を採決します。

議案第68号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号を採決します。

議案第69号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

議案第70号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

- ◎議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について
 - 議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)について
 - 議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について
 - 議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について
 - 議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)について
 - 議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について
- ○議長(山崎信義) 日程第12、議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について、日程第13、議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第14、議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第15、議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、日程第16、議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第17、議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上議案6件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過 並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審查特別委員会副委員長、8番、諸橋和史議員。

○**予算審査特別副委員長(諸橋和史)** 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。委員長が 欠席のため、かわって副委員長の私が報告いたします。

去る12月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案6件を審査するため、本会議終了後、11時30分より本会議場において、委員全員が出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、審査の経過について報告いたします。

初めに、議案第71号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)については、3款1項2目13節の委託料、障害者相談支援事業委託料の減額について、緊急雇用対策事業で2名分のところ、1名だけの応募のため減額となったと説明があったが、障害者の相談支援が必要で募集を行ったのか、緊急雇用対策で募集を行ったのかと質疑があり、緊急雇用対策で募集を行ったが、障害者の相談支援は現在も2名で行って、施設側の要望もあり、事務方を1名追加したため、1名分の減額になったものとの答弁がありました。

次に、3款2項2目13節の委託料、保育実施委託料が追加計上されているが、何人分なのかとの質疑があり、出雲崎保育園は1人分、小木之城保育園は今回2人分で、今年度中にあと3人入園する予定です。広域入所については、3人分の追加と答弁がありました。

次に、8款5項4目15節での工事請負費で、町営住宅消雪用井戸削井工事について、財源はどのようになっているのか、またどのような工事を行うか質疑がありました。財源については、地域経済活性化臨時交付金を充当します。工事の内容は、既存の井戸は直径150ミリのパイプで深さ90メートル掘ってあるが、取水ポンプの網の破損により、取水の際に砂を一緒にくみ上げるために使用できず、このたびの工事で直径250ミリのパイプにしてより効率のよいものにしたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、 慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、 慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、慎 重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

○議長(山﨑信義) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号から議案第76号まで、議案5件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第72号から議案第76号まで、議案5件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第72号から議案第76号まで、議案5件は委員長報告のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長(山崎信義) 日程第18、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。

社会産業常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。社会産業常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、社会産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長(山﨑信義) 日程第19、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(山﨑信義) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時00分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 﨑 信 義

署名議員 宮 下 孝 幸

署名議員 髙 桑 佳 子